

# 専門家派遣の仕組みと関連事業

昭和59年4月

国際協力事業団  
国際協力総合研修所

000  
36  
IIC  
BRARY

## 1. 技術協力実施上のJICAの役割とその仕組みは？

国際協力事業団（英文：JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY  
西文：AGENCIA DE COOPERACION INTERNACIONAL DEL JAPON 略称JICA）は、  
仏文：AGENCE JAPONAISE DE COOPERATION INTERNATIONALE

国際約束を前提とする技術協力について、外務省の方針と指導監督の下に、さらに関係省庁との協力及び関係機関との連絡調整の下に、開発途上国政府等に対し直接協力を実施する役割を担っている。

その実施上の仕組みは以下のとおり。

（JICAの位置付） JICAは、国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）に基づき、国際約束を前提とする技術協力を実施する権利、義務が付与されている。

（JICAと外務省との関係） JICAは、外務省が開発途上国政府等と締結する国際約束と毎年度JICAに呈示する業務実施方針の枠組みの中で、かつ、同省の指導監督の下で技術協力を実施する。

（外務省と他の省庁との関係） 外務省は、業務実施方針を定めるとき、その他必要に応じ、関係省庁に対し協議又は連絡を行い、政策レベルでの円滑な推進を図る。

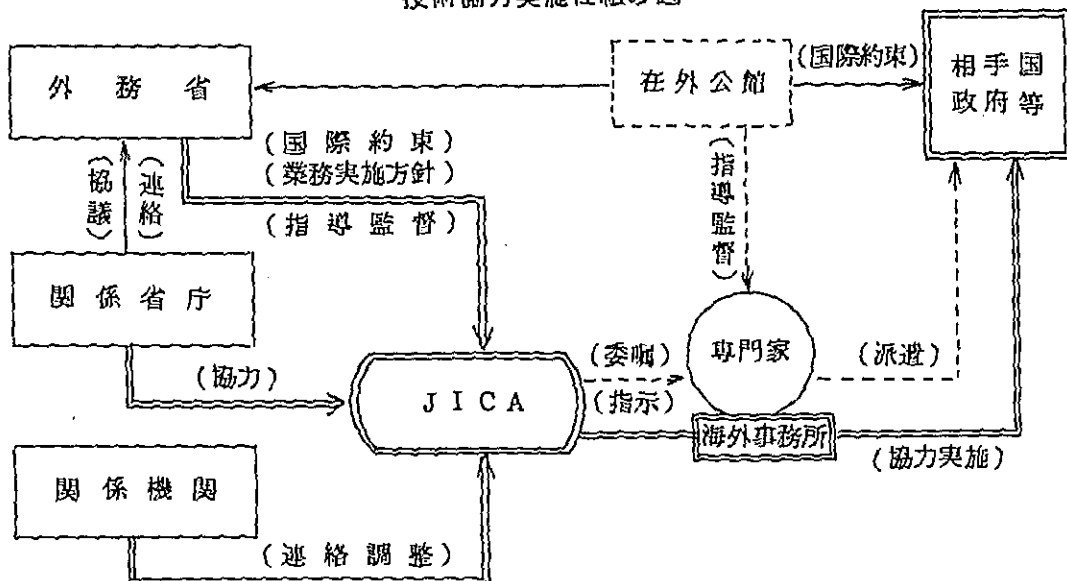
（JICAと関係省庁との関係） JICAは、技術協力の実施に当っては関係省庁との協力の下に、実施レベルでの円滑な推進を図る。

（JICAと関係機関との関係） JICAは、技術協力の実施に当っては民間団体その他関係機関との連絡調整の下に、実施レベルでの円滑な推進を図る。

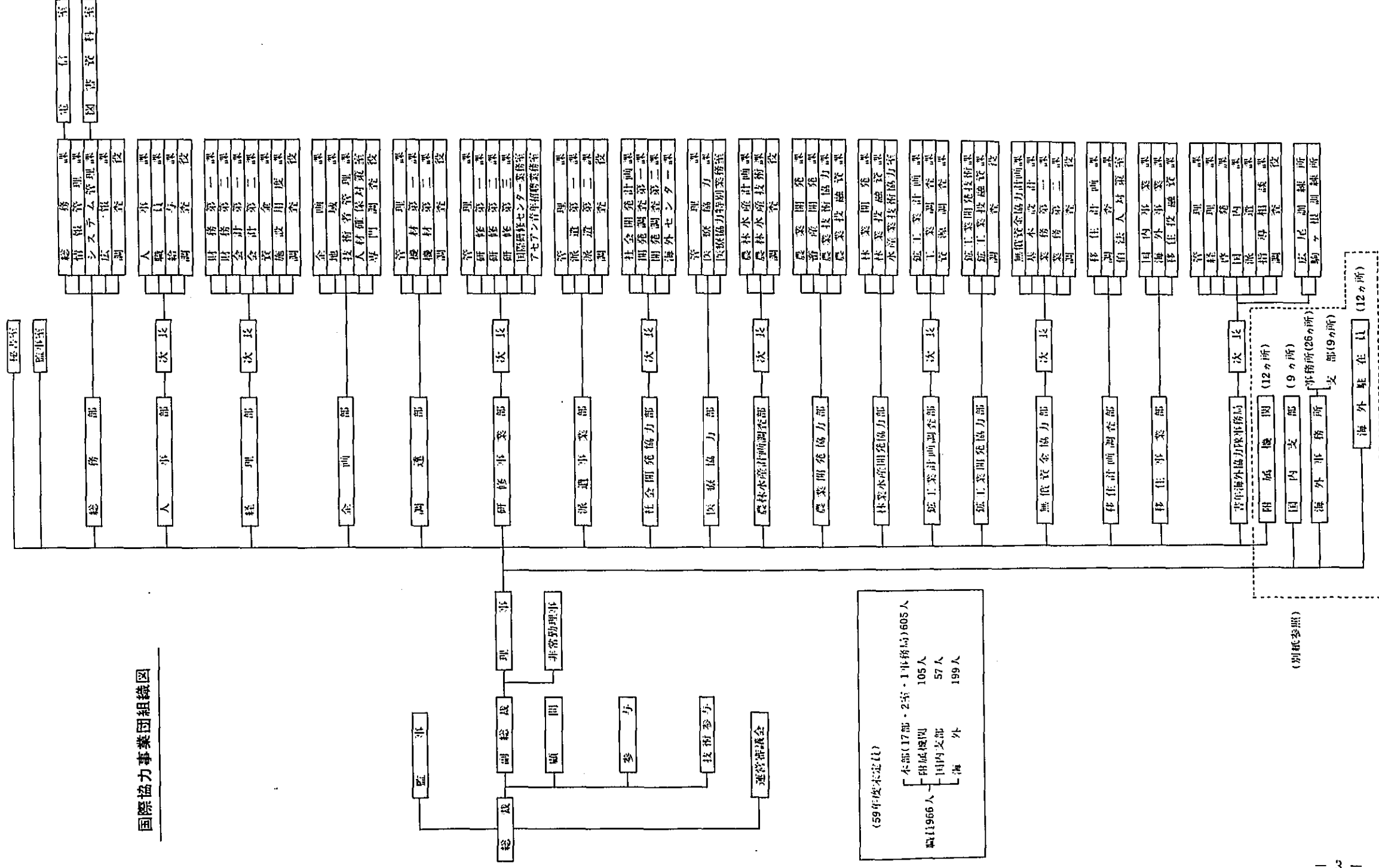
（JICAと開発途上国政府等との関係） JICAが、技術協力を実施することについての相手国政府等への通報（認証）は、技術協力基本協定、協定、交換公文、口上書等により、包括的に又は個別に外務省から行われる。

(専門家の位置付) 従って、専門家は、両国間の国際約束に基づき、JICAからの委嘱を受け、相手国政府等に派遣され、外務省(在外公館)の指導の下に、関係省庁等との間で連絡調整されたJICAの指示に従って業務を実施する。

技術協力実施仕組み図



国際協力事業団組織図



(59年度末定員)  
 本部(17部・2室・1事務局)605人  
 附属機関 105人  
 国内支部 57人  
 海外 199人  
 計1966人

(別紙参照)

2 JICAの組織は?

別紙

附 属 機 関
東京インターナショナルセンター(市ヶ谷)
八王子国際研修センター(八王子)
大阪国際研修センター(茨木)
名古屋国際研修センター(名古屋)
筑波インターナショナルセンター(筑波)
神奈川国際水産研修センター(横須賀)
兵庫インターナショナルセンター(神戸)
沖縄国際センター(那覇)
海外移住センター(横浜)
海外移住研修所(赤城)
国際協力総合研修所(市ヶ谷) (建設中)
東京国際研修センター(幡ヶ谷)

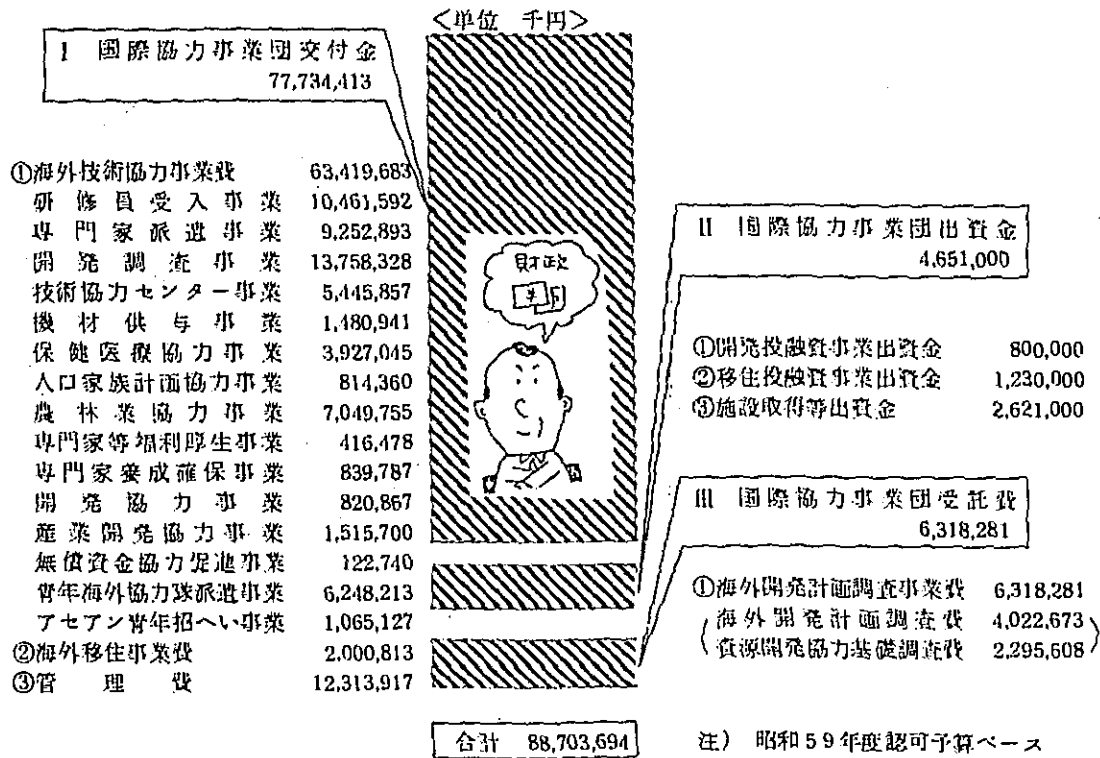
国 内 支 部
北海道支部(札幌)
東北支部(仙台)
関東支部(東京)
中部支部(名古屋)
関西支部(大阪)
中国支部(広島)
四国支部(高松)
九州支部(福岡)
沖縄支部(那覇)

海 外 事 務 所	
(アジア地域)	(中南米地域)
1. バンコック事務所	17. メキシコ事務所
2. マニラ事務所	18. ブラジリア事務所
3. ジャカルタ事務所	19. リマ事務所
4. シンガポール事務所	20. ボゴタ事務所
5. クアラ・ランブール事務所	21. サンティアゴ事務所
6. ラングーン事務所	22. アスンシオン支部
7. ダッカ事務所	23. ブエノス・アイレス支部
8. ニュー・デリー事務所	24. サンタ・クルス支部
9. カトマンドゥ事務所	同支部ラパス出張所
10. コロンボ事務所	25. サント・ドミンゴ支部
11. イスラマバード事務所	26. リオ・デ・ジャネイロ支部
12. 北京事務所	27. サン・パウロ支部
	28. ベレオン支部
	29. レシフェ支部
	30. ボルト・アレグレ支部
(中東アフリカ地域)	(その他地域)
13. リアド事務所	31. パリ事務所
14. カイロ事務所	32. ポートモレスビー事務所
15. ナイロビ事務所	33. スヴァ事務所
16. ダレサラム事務所	
	(閉鎖中)
	34. テヘラン事務所
	35. ラゴス事務所

海 外 駐 在 員
1. エチオピア駐在員
2. ザンビア駐在員
3. マラウイ駐在員
4. モロッコ駐在員
5. テュニジア駐在員
6. ガーナ駐在員
7. シリア駐在員
8. 西サモア駐在員
9. ホンデュラス駐在員
10. ロス・アンジェルス駐在員
11. トロント駐在員
12. シドニー駐在員



### 3 JICAの予算は？



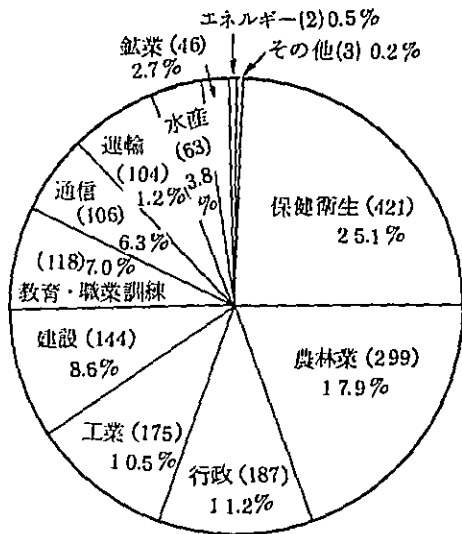
(参考) JICA専門家派遣の実情

専門家派遣実績の推移 (新規派遣)

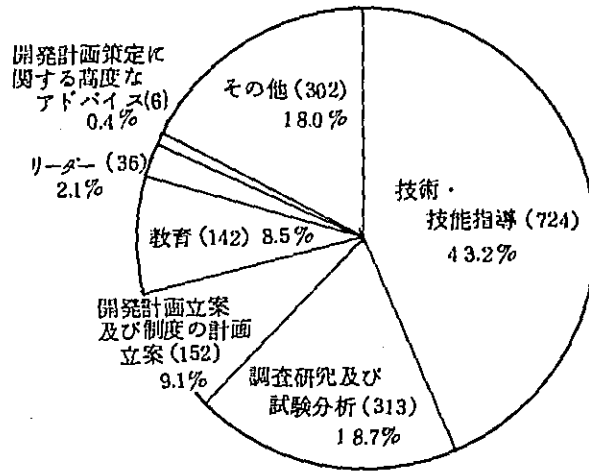
単位: 人

区分	年度	53	54	55	56	57
(1) 個別専門家	長期	180	151	200	210	199
	短期	241	286	501	587	385
	合計	421	437	701	797	584
(2) プロジェクト 専門家	長期	184	170	190	193	189
	短期	310	375	641	684	697
	合計	494	545	831	877	886
(3) 派遣専門家合計 (1)+(2)	長期	364(100)	321	390	403	388(107)
	短期	551(100)	661	1,142	1,271	1,082(196)
	合計	915(100)	982	1,532	1,674	1,470(161)
(4) 調査団 計		2,562(100)	2,762	3,349	4,130	4,454(174)
		3,477	3,744	4,881	5,804	5,924(170)

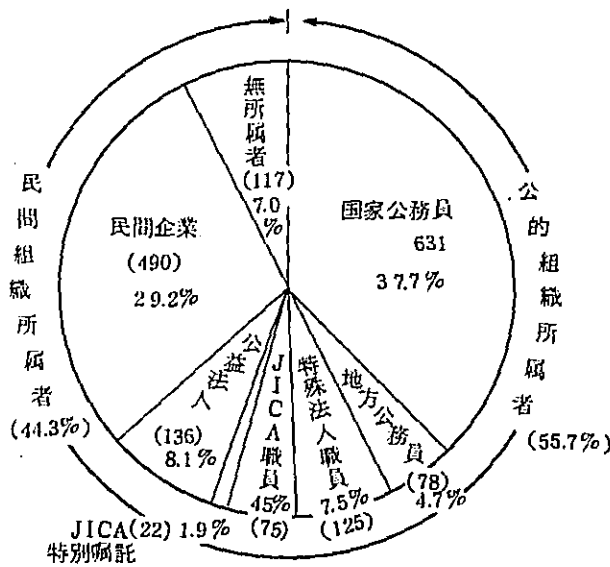
○ 昭和56年度派遣専門家の分野別実態



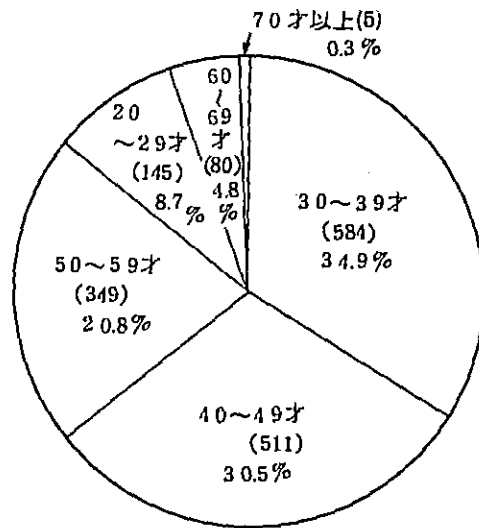
○ 昭和56年度派遣専門家の職種別実態



○ 昭和56年度派遣専門家の所属組織別実態



○ 昭和56年度派遣専門家の年齢別実態





## Ⅱ. 専 門 家 派 遣 の 仕 組 み

#### 4. 開発途上国に対する技術協力専門家の派遣とは？

##### ① 専門家派遣事業の意義

専門家派遣事業は、昭和29年、わが国の技術協力が開始されて以来実施されている基本的協力形態である。

専門家は、

- (派遣の根拠) 相手国政府からの公式要請<sup>※1</sup>と政府間の国際約束に基づき、
- (派遣元) JICAから、
- (派遣先) 相手国政府 — 政府関係機関、試験研究機関、教育機関等へ派遣し、
- (活動) 指導・助言、調査、研究、開発、教育、訓練等の活動を通じ、
- (目的) わが国文化、社会を背景とする技術を相手方(カウンターパート)に伝達すること(技術移転<sup>※2</sup>)により、相手国の人づくりに協力し、併せて、人と人を通じ、相互の友好、親善にも貢献する。

※1、2 専門家派遣に関して、相手国からの要請(ニーズ)の把握及び技術移転の概念と手法については、常に当面する課題である。

##### ② 専門家派遣の形態

###### 個別派遣

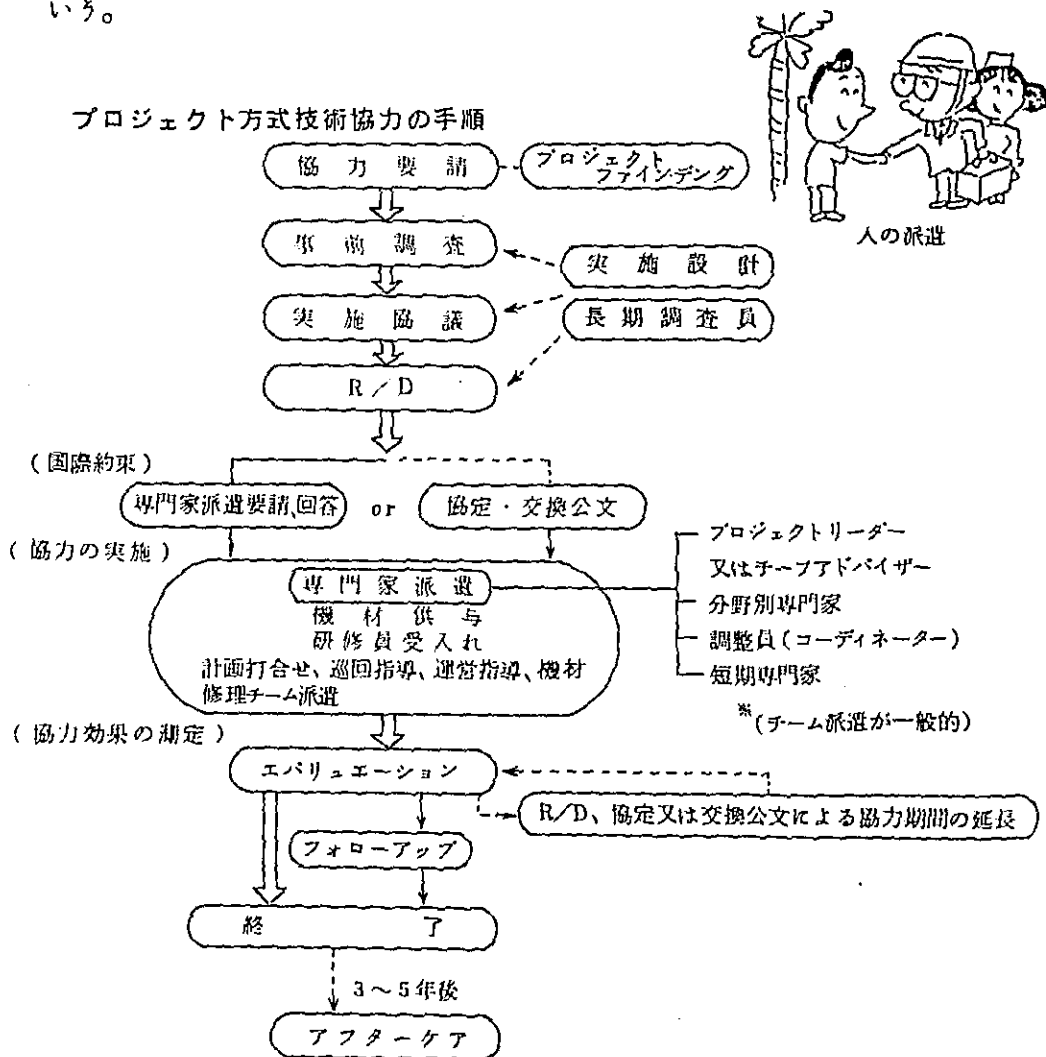
二国間方式：両国政府間の直接取極め(口上書による要請、回答)によって派遣するもので、単独案件に加え、プロジェクト協力、無償援助、円借款等他の経済技術協力と関連した案件がある。

多国間方式：国連その他の国際機関との取極め(公式文書による要請、回答)によって派遣するものである。

UNDP、ESCAP、SEAFDEC、AIT、ILO、ITU 等が対象。

### プロジェクト協力派遣

プロジェクト協力とは、案件毎の①両国政府間協定、又は②両国実施機関間の討議々事録（R/D）に基づく両国政府間の直接取極め（口上書による要請、回答）によって、専門家派遣、研修員受入、機材供与をパッケージにして、相手国政府の教育・訓練、試験・研究、開発・普及等の開発計画（プロジェクト）に対し協力するものであり、その一環として行う専門家派遣をいう。



※ チーム内の役割分担については、次ページ参照。

## 参考資料：プロジェクト協力の効果的運営と専門家チームの役割

( 58. 7. 7 企画課 )

- ・ プロジェクト技術協力とは？
  - ・ プロジェクト協力の効果的な運営とは？
  - （ 運 営 管 理 ）
  - （ 技 術 移 転 ）
  - （ 促 進 業 務 ）
  - ・ チームリーダーの役割とは？
  - ・ 調整員の役割とは？
  - ・ 専門家の役割りとは？
- ・ 相手国が計画した特定の目的をもった事業に対し、専門家、機材、研修員受入等を組合せて、通常3年程度にわたり計画的に実施する技術協力活動である。
  - ・ 技術協力活動に際しては、これをひとつの事業（プロジェクト）とみなすと、協力の運営管理と技術移転の活動が大きな業務内容となる。これは、いわば協力の幹組と中味の関係である。
  - ・ これら業務を効率的・効果的に行なうために両業務に加え、促進業務が重要である。
  - ・ 協力の目的、背景の変化を把握する。
  - ・ M/P、T I P（暫定実施計画）を把握するとともに、相手国との協議を踏まえR/D期間に亘る協力実施計画を明確かつ具体的なものとする。
  - ・ 年次計画の設定  
協力実施計画を基にして我方の協力可能な年次計画を設定する必要がある。
  - ・ 計画管理（モニタリング）  
年次計画は相手国のインプットと我方のインプットの一定規模（仮定）を前提に設定されるが、こうした計画を具体的な予算等の状況に応じ修正して行く必要があることから、計画達成の為の進捗状況の把握（計画管理）を行なう必要がある。
  - ・ 協力実施計画および年次計画に沿って、分野ごとに担当の専門家が設定した技術移転活動計画の下で専門家からカウンターパートへ技術移転を行なう。
  - ・ 適正技術の選択と改善に努める。
  - ・ 相手国とJICAとの連絡・調整
  - ・ 協力実施上ネックとなっている事項（機材通関、カウンターパートの配属、相手国の予算、専門家生活基盤等）についての促進業務を行なう。
  - ・ プロジェクト協力の日本側チームの代表者であり運営管理、技術移転活動のみならず促進業務も含めた協力全般について責任を持つ。また相手国事業の全体計画（国家・地域開発計画との関連も含め）について相手国にアドバイスを行なう。
  - ・ プロジェクトの調整員の位置づけは一言でいうならば、日本チーム内のいわば事務局長として、リーダーを補佐し、年次計画等のとりまとめ、モニタリングおよび促進業務を行なう。
  - ・ 専門家はチームリーダーの下でプロジェクトの技術移転活動を担う。

## 5. 専門家の業務と技術移転の仕組みは？

専門家の業務について、その技術的範囲及び活動の内容を良く把握し、理解して置くことが必要である。そのためにも、専門家活動の目的である技術移転のメカニズムについて、各専門家のケースに合せ各自整理してみることが、目標設定、実施計画の策定、進行管理、評価を行う場合に、また、これらを内容とする報告書（レポート）の作成に当り役立つと思われる。

### ○ 専門家の業務と技術移転の仕組み（総合研修所試案）

**技術移転の“場”の創出** 途上国の開発問題は、わが国に対する協力要請によって顕在化する。それが二国間約束を前提とした専門家派遣という協力方法によって、わが国と異なる現地に技術移転の場が創出されることになる。

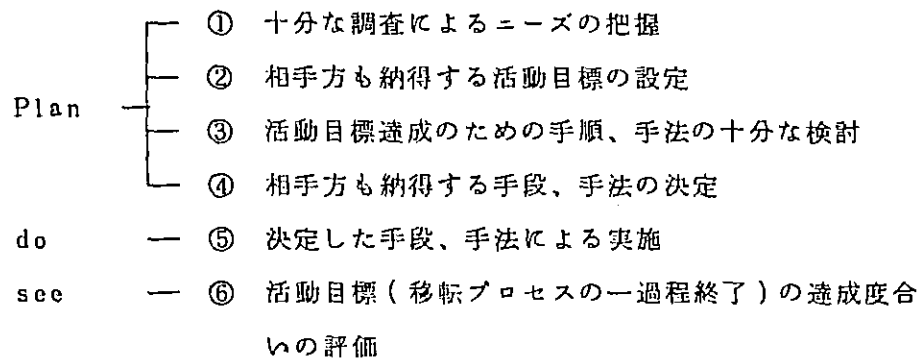
**専門家業務の位置付けの理解** 専門家の業務は、原則として相手国の協力要請とわが国の協力量針によって規定される。業務を理解するに当たって、第一に、開発の主体である途上国自身の背景写真において、協力要請が、①上位開発計画の策定、②本計画のための政策具体化又は、③政策に基づく実施の何れに位置付けられるか、また、それが開発計画全体の中でどのような意義付けがなされているかについて明確な把握が大切である。

**技術移転のプロセスと目標の設定** 次に、協力の目標即ち各技術項目毎の移転目標を明確にすることが肝要である。技術移転のプロセスは下記6段階と想定される。一般に、技術の定着が常に移転目標といわれがちであるが、協力の実態からすると、むしろ定着以前の過程の何れかに目標が設定されるべき場合が相当あるものと考えられる。

- ① 認 識……先進技術の導入又は在来技術の改良の必要性とこれに伴う適応可能性技術の価値について相手方に認識させる。
- ② 試 行……次に、導入技術又は改良技術が適応可能か相手方と試行する。
- ③ 評 価……適応可能性技術かどうか相手方と評価する。

- ④ 決定……評価結果により、奨励技術を決定する。
- ⑤ 普及……決定した奨励技術を普及させる。
- ⑥ 定着……普及段階にある技術を定着技術として定着、増殖させる。

専門家の活動 専門家の実際の活動方式としては設定目標までの上記各段階毎に、次の手順で行われると想定される。

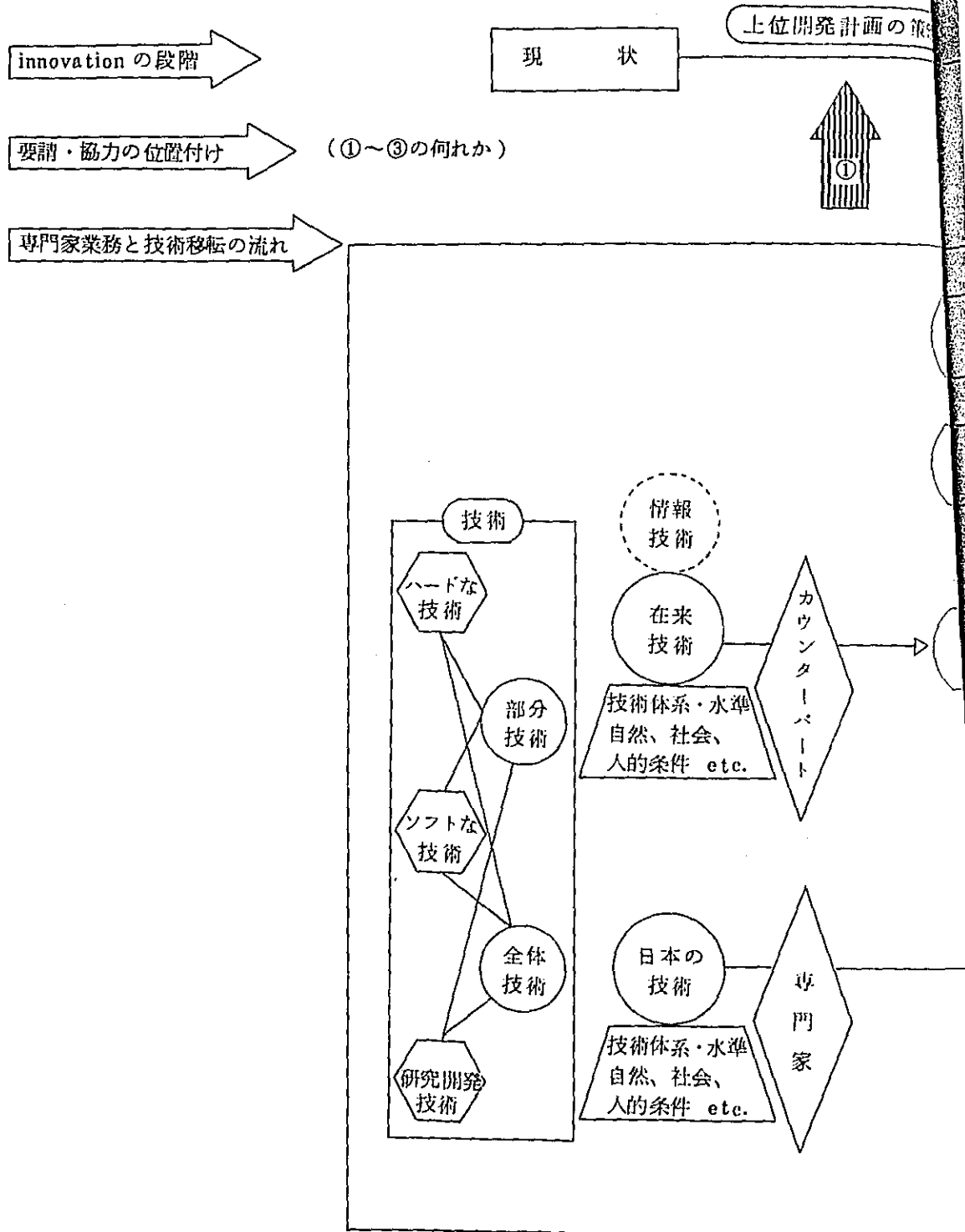


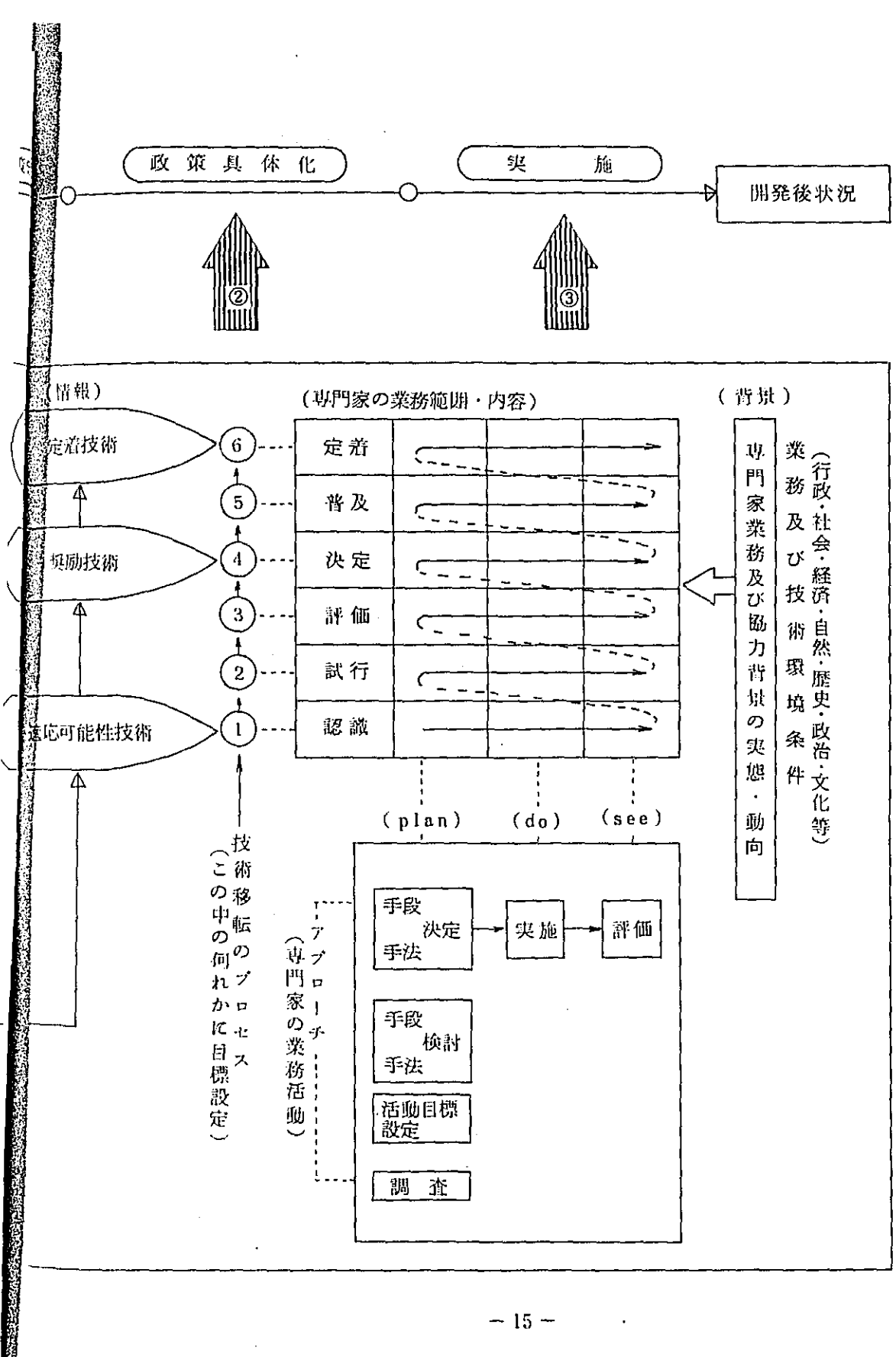
#### 技術のとらえ方

- 技術は、その存立環境があってはじめて技術として成立する。したがって、技術移転の場で最も大切なことは、日本の技術、在来技術及び単なる情報技術の三者をいかに取舍選択の上総合させ、いかにして移転土壌（適正な技術存立環境）を形成して定着させ有用化して行くかにあると云える。
- 移転の対象となる技術は、ハードな技術、ソフトな技術、研究開発技術の何れかに区分され、さらにそれぞれ部分技術か全体技術に区別され得る。これらのバランスを考慮しながら目標設定を行うことが大切であると云える。

協力環境と背景の実態と動向把握 専門家の業務についても一つ重要なことは、相手国の技術環境条件、協力背景の実態と動向等によってその範囲、内容、協力目標等が大きく左右されることである。したがって、常に、業務環境条件及び技術環境条件の実態と動向の把握が業務の円滑な遂行のための必須要件であることを認識しておく必要がある。

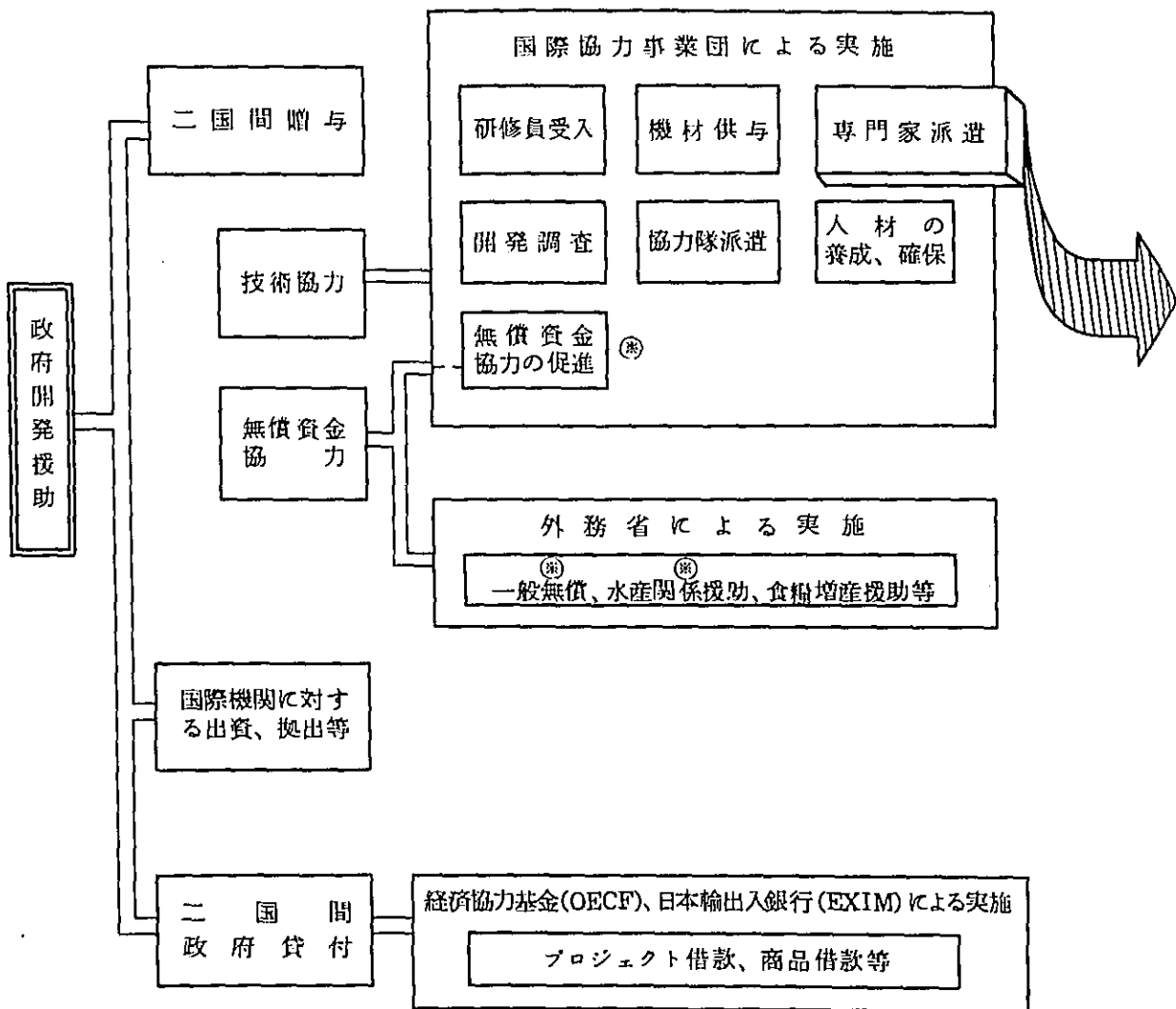
参考資料：専門家の業務と技術移転の仕組み（図解）



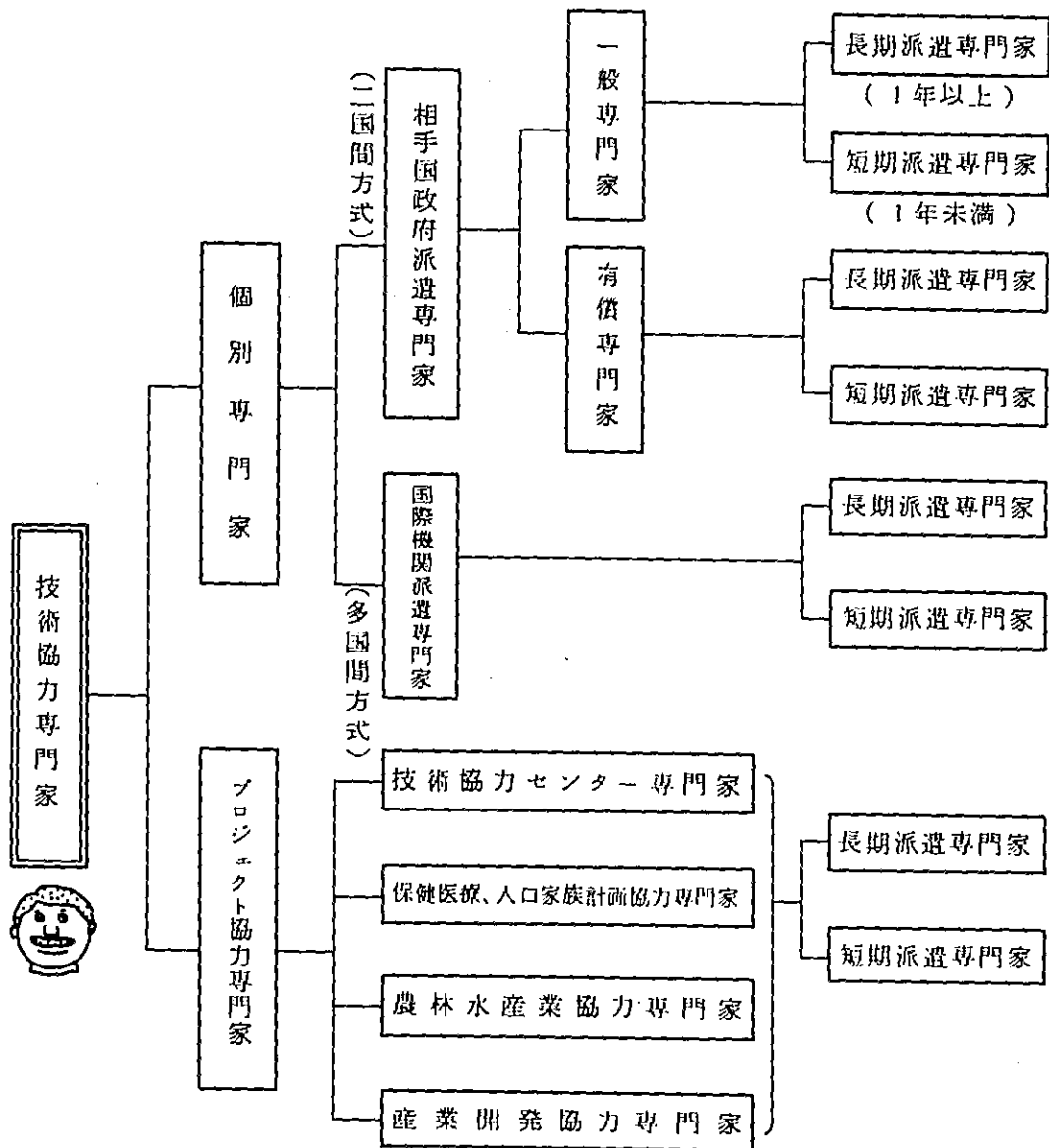




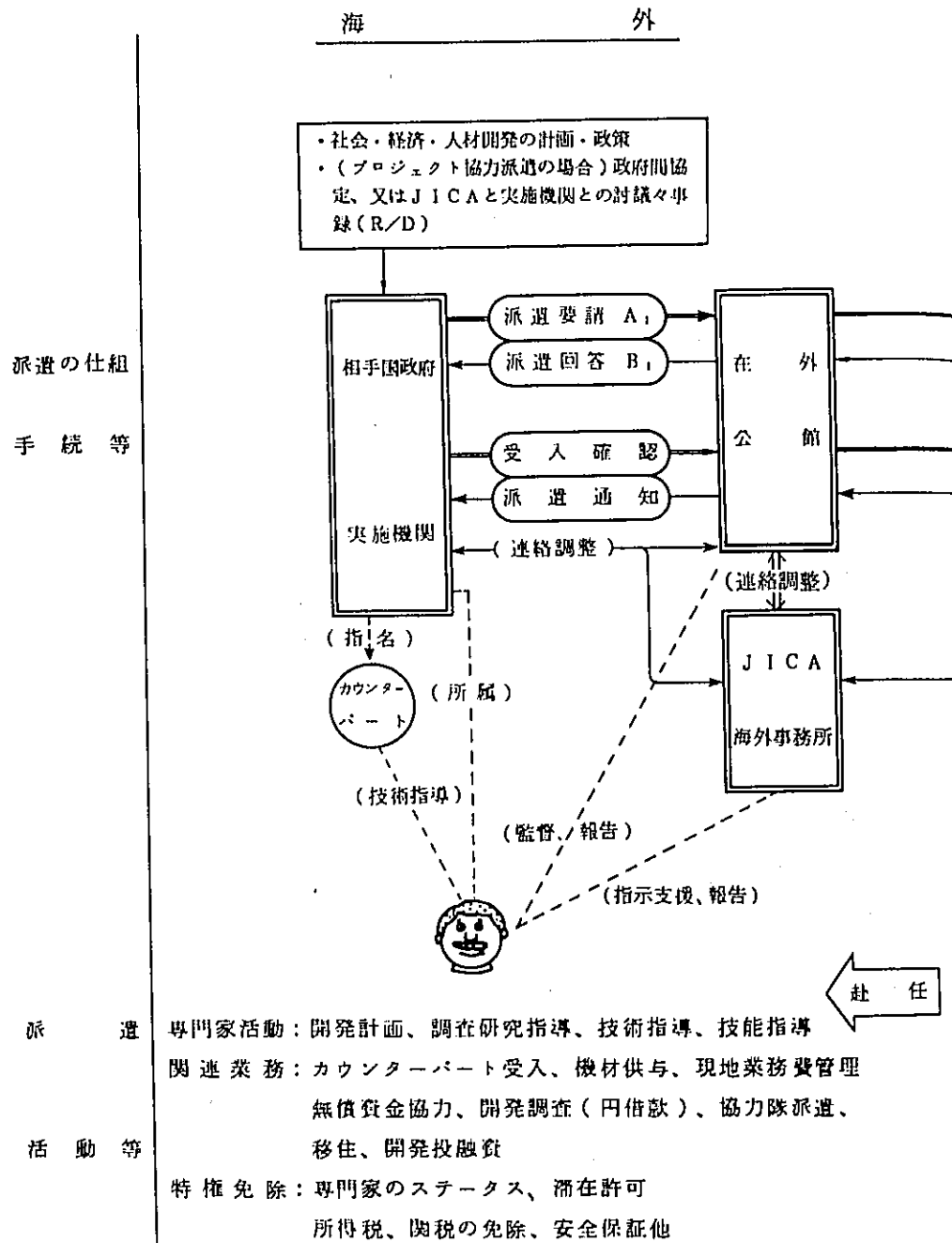
6. 政府開発援助の中で専門家派遣事業の位置付けは？



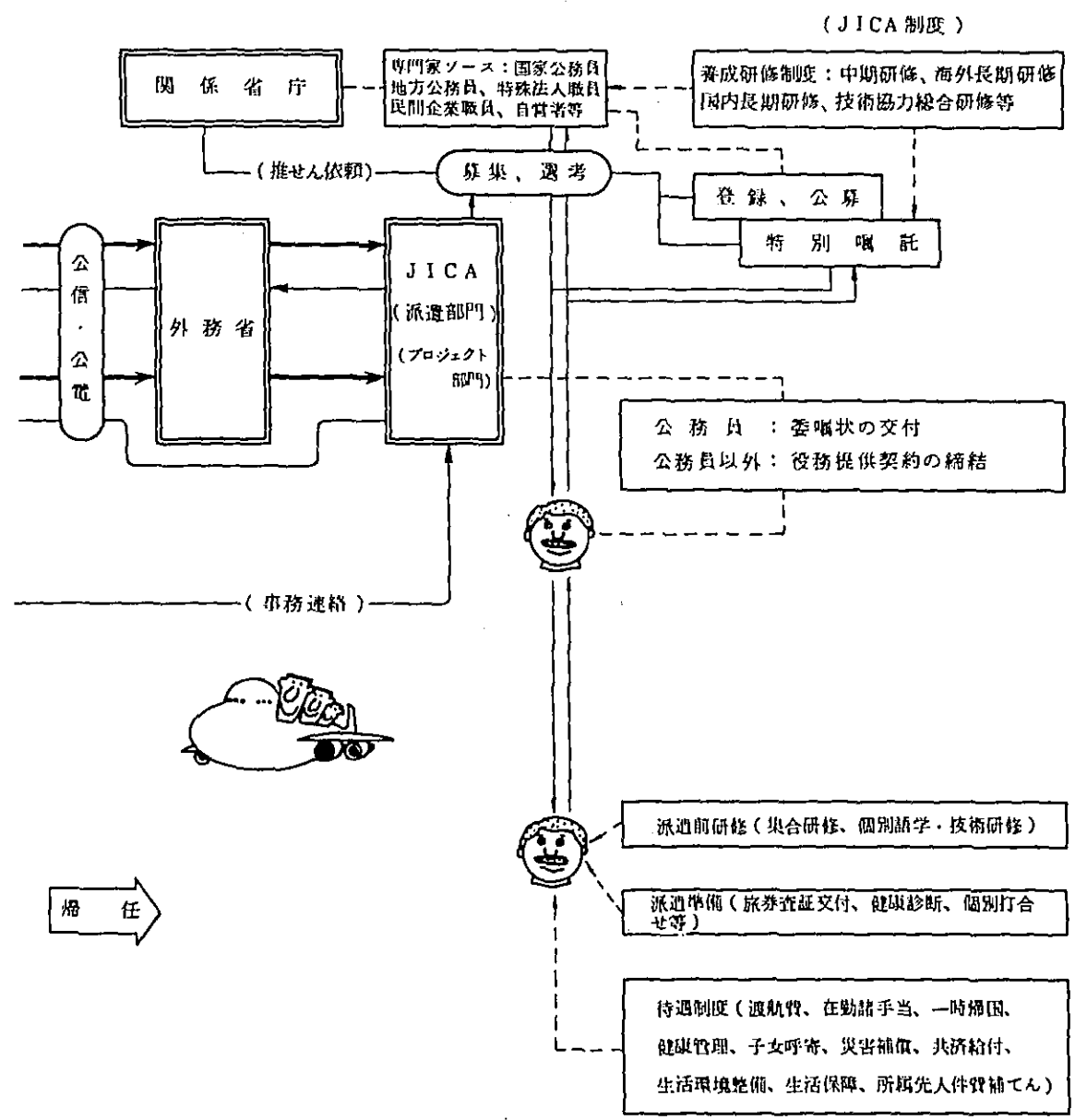
7. 技術協力専門家の派遣方式は？



## 8. 技術協力専門家の派遣の仕組みは？

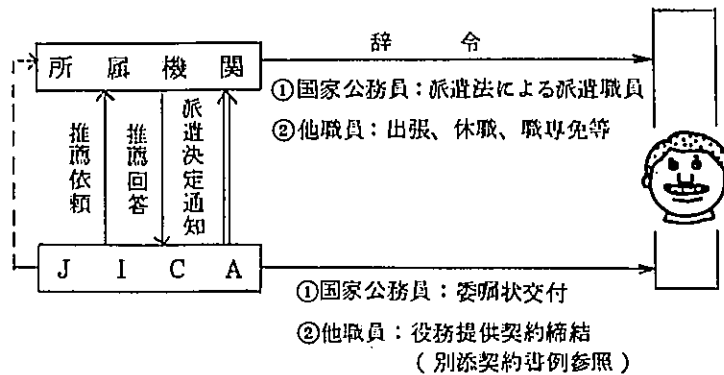


国内

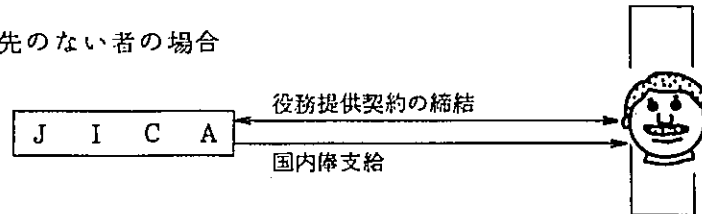


## 9. 派遣期間中の国内における身分は？

### ① 国家公務員、その他の機関の職員の場合



#### ○ 所属先のない者の場合



### ② 専門家の国内的ステータス

専門家は、政府ベース技術協力専門家として、JICAから派遣される。

→原則として、全て公用旅券Official Passportが交付される。

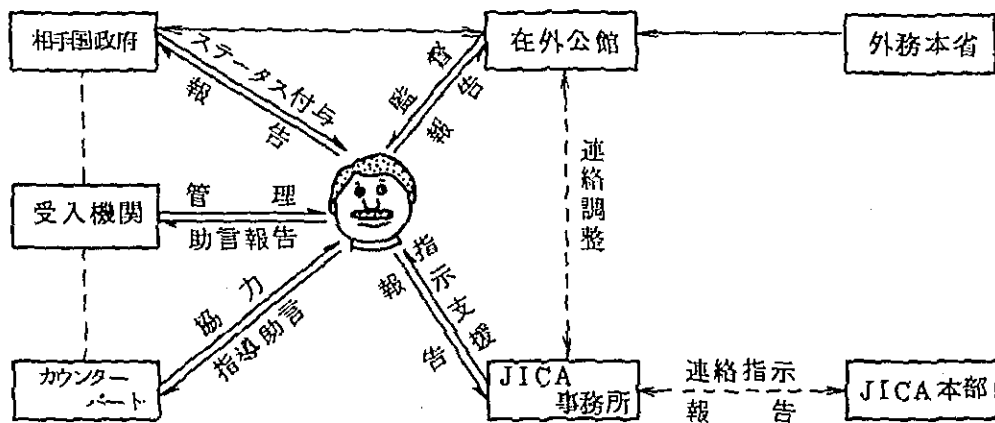
(参考)

派遣期間：本邦を出発する日から業務を終了し本邦に帰着する日までの期間、  
(長期派遣の場合、派遣前2カ月、帰国後1カ月の業務委嘱制度、  
— いわば派遣前(後)専門家 — がある。)

任期：任国に到着した日の翌日から業務を終了し任国を出発する日の前日までの期間(手当支給に関連して区分)

10 派遣期間中の任国における身分は、また業務実施上の枠組みは？

- ① 派遣専門家は、CP(等)Expert として相手国政府の管理に服し、在外公館の指導監督の下に JICA の指示に従って、誠実に業務を行うことが要求される。(別添「参考資料：役務提供契約書の例」参照)



- ② 派遣専門家に対して付与される特権免除、便宜供与  
(コロンボ計画による基準。各国、各受入機関によってその内容が異なるので要注意。)

- ステータスの付与
- 滞在許可、再入国ビザ、外国人登録免除、入国滞在に係る手数料免除
- 所得税免除
- 無税通関(赴任後一定期間内に輸入する身の廻り品及び自家用車)
- 業務に係る災害補償、安全保証
- 休暇(任国受入機関の就業規則に準ずる)
- 医療制度
- 住居提供又は手当支給
- 事務所、事務用品、秘書
- 業務上の国内出張旅費、業務上活動経費

参考資料：プロジェクト協力専門家役務提供契約書の例

(リーダー用)

インドネシア南スラウエシ地域農業開発計画

派遣専門家の役務提供に関する契約書

(個別、プロジェクト派遣ともほぼ同じ内容の契約)

国際協力事業団総裁 有田圭輔 (以下「甲」という。)は、〇〇〇〇 (以下「乙」という。)との間に、標記に基づく専門家として派遣するための役務契約を、下記条項により締結する。

記

(業務の内容)

第1条 乙は、日本国政府とインドネシア国政府 (以下「相手国政府」という)

■(国際約束をいう)

との合意に基づく技術協力に必要な業務を、次の各号に定めるところによ  
甲の指示に従って遂行するものとする。

JICA派遣専門家としての業務遂行基準

- |                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 任 国        | インドネシア                      |
| (2) 任国における配属機関 | 農業省官房計画局 南スラウエシ地域農業開発<br>計画 |
| (3) 業 務        | リーダー                        |

(契約期間)

■派遣期間をいう

第2条 本契約の期間は、昭和59年6月25日から昭和61年6月24日まで  
とする。但し、本期間は、順路直行による本邦出発の日から本邦到着の日まで  
とする。

- 前項に掲げる契約期間は、日本国政府と相手国政府との合意によって延長又は短縮された場合には、その合意されたところにより変更することができるものとする。
- 本契約の期間は、前項の規定による契約期間の変更があった場合、その変更された契約期間によるものとする。

4. 乙に第7条に違反する行為があった場合、甲は、本条第1項及び第3項に定める契約期間を短縮し、一方的に帰国させることができるものとする。

(派遣手当等)

第3条 甲は、「専門家の派遣手当等支給基準」に基づき、乙の専門家の号を、1号—2とし、これに該当する派遣手当等を支払う。

(現地業務費)

第4条 甲は、「現地業務費支給基準」に基づき、現地業務費を支給する。

2. 乙は、前項により支給を受けた現地業務費について、「現地業務費支給基準」に基づき、これを<sup>※現地業務管理者(臨時会計役)を委嘱</sup>管理するものとする。

第5条 甲は、乙の業務上又は通勤上による災害に対して労働者災害補償保険特別加入制度又は「専門家の災害補償に関する基準」に基づき、補償を行なう。

(報告)

第6条 乙は、赴任中甲の定めるところにより業務遂行の概要及び業務遂行上の問題点を記載した<sup>※「甲の指示に従って」業務を遂行することに対応</sup>報告書を、帰国の際は<sup>※「甲の指示に従って」業務を遂行することに対応</sup>総合報告書を、それぞれ甲に提出しなければならない。

2. 乙は、業務の遂行について第1条第2号及び第3号に掲げる内容と相違すると認める場合には、直ちに甲に報告してその指示を待たなければならない。

(職務)

第7条 乙は、その業務が本来日本国政府と相手国政府との合意に基づくものであることを認識して、第1条に規定する業務内容を遂行するについて、相手国

<sup>※「Expert」としてのステータスが付与され、いわゆる就業規則が適用される</sup>政府の管理に服するとともに、在外公館の監督及びこの契約に基づく甲の指示

に従って<sup>※国際約束による政府派遣専門家としての活動基準</sup>誠実に業務を履行しなければならない。  
※この中に当然守秘義務が課せられることが含まれる

2. 乙は、前項の業務の具体的履行に当たっては、他の専門家と協力してプロジェクトの業務を効果的に遂行しなければならない。

3. 乙は、任国において専門家としての職位を利用して、政治・布教・私利に関



する一切の活動をしてはならない。

本契約を証するため本書を2通作成し、記名捺印の上、甲・乙各その1通を保有するものとする。

昭和59年6月24日

甲 東京都新宿区西新宿2丁目1番地

国際協力事業団

総裁 有田 圭輔 印



乙

○ ○ ○ ○

印

## 11. 派遣専門家とJICA海外事務所との関係は？

### ○ 海外事務所の業務

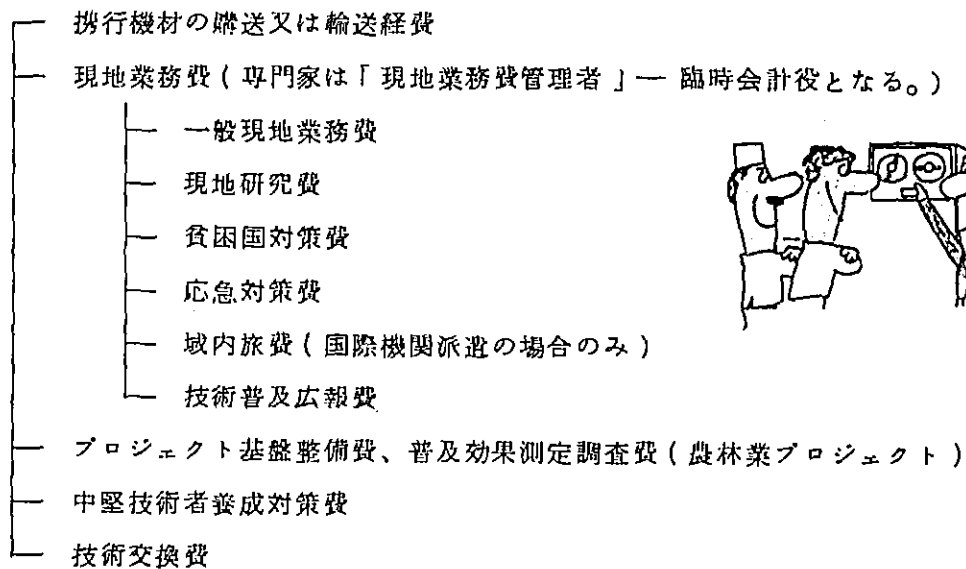
- 専門家の業務の範囲・内容及び特権免除等ステータス関連事項についての管理・調整※
- 専門家の任国への受入れ準備、空港出迎え、ブリーフィング、相手側への紹介※
- JICA本部からの指示連絡、専門家からの報告、連絡等の取次ぎ、調整
- 専門家の処遇、制度に関する申請受理（一部承認）、調整
- 現地業務費、機材現地調達等専門家活動経費の支出
- その他専門家活動の管理に関すること※

- 注) 1. 海外事務所は、JICAの会計機関指定上「契約担当役」と「会計役」に分けられ、経費支出については権限と処理内容が異なる等、体制に応じて業務の範囲に多少の違いがある。
2. 原則として、日常の生活面の問題等は専門家自身の責任で措置されることが要求される。
3. 業務のうち、※印については、海外事務所がない国では在外公館が所掌する。

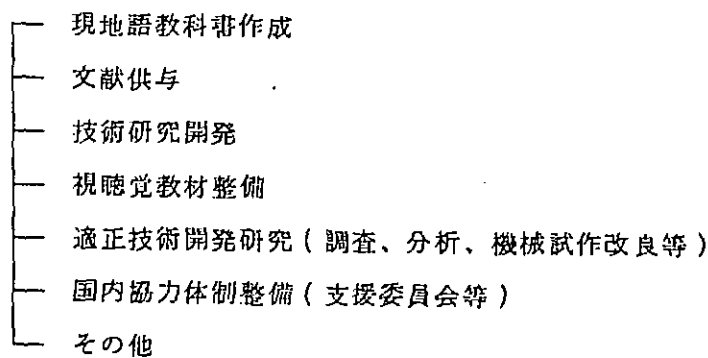
## 12. 専門家活動に対するJICAからの支援は？

### ① 専門家活動経費の負担

専門家の活動に要する経費は、相手国政府負担が原則となっているが、相手国政府の提供が不可能又は困難なものについて、JICAが提供出来ることになっている。

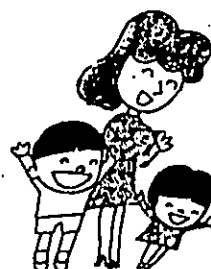


### ② 派遣専門家の活動に対する後方支援



### ③ 国際協力誌、Expert誌等の送付

### 13. 派遣専門家の処遇、福利厚生は？

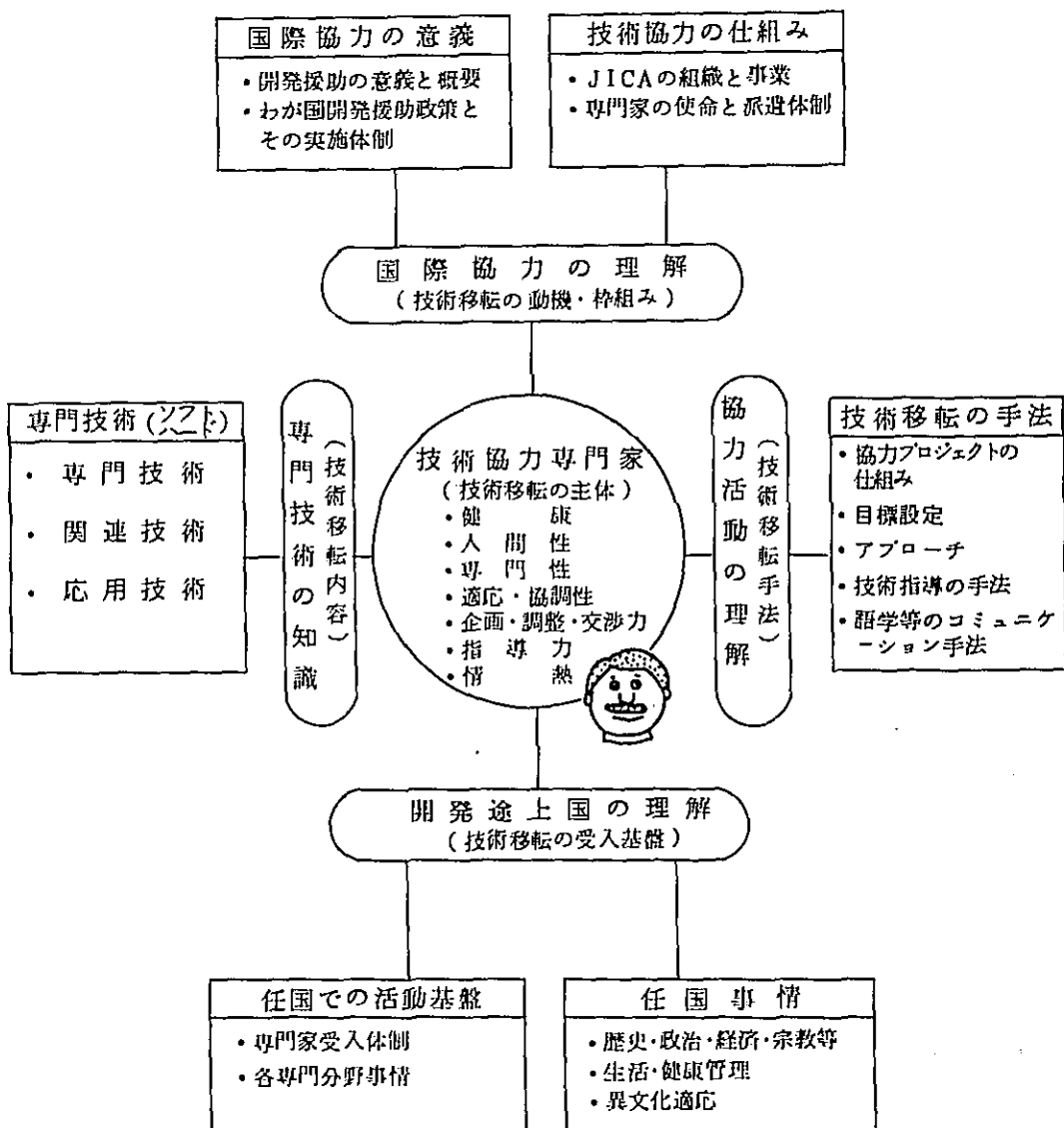


処遇、福利厚生制度の基本構成

長期専門家 (1年以上)	短期専門家 (1年未満)
家族同伴が原則	単身赴任
旅費(航空賃、日当宿泊料、支度料、移転料、着後手当、扶養家族移転料、旅行雑費)	旅費(航空賃、日当、宿泊料、支度料、旅行雑費)
在外諸手当 { 在勤基本手当 住居手当 家族手当 子女教育手当 語学手当 僻地手当 特別技術手当	在外諸手当 { 語学手当(3ヶ月以上) 特別技術手当
国内給与(所属先人件費補てん又は、国内俸)	国内給与(所属先人件費補てん、又は国内俸)
福利厚生制度 { 休暇一時帰国、私費一時帰国 忌引一時帰国、学会出席一時帰国 健康管理旅行 高地健康管理旅行 子女一時呼寄せ 業務上災害補償 海外共済制度 生活環境整備制度 帰国後生活保障制度	福利厚生制度 { 業務上災害補償 海外共済制度

14. 専門家は、相手国側・日本側双方からどのような知識が求められるか？

JICA 専門家養成研修の体系



参考資料：JICAが行う技術協力人材養成・確保事業の概要

(1) 養成研修事業

種 類	目 的	内 容	備 考
集 合 研 修	既に派遣先が決定した者に対し、派遣に際し必要な一般事項につきオリエンテーションを行うとともに、専門家として最低必要な語学力を習得せしめる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間9回定期的に実施</li> <li>研修期間は各回とも30日間</li> <li>事業団業務、任国事情、専門家の待遇等、健康管理等のオリエンテーションと英語又はその他の言語の語学研修(会話主体)</li> <li>専門家夫人に対しては、9日間の夫人研修を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者 年間 600～700名</li> </ul>
派 遣 前 研 修	既に派遣が決定した者に対し英語等の言語について専門家として最低必要な語学力を習得せしめる。 (原則として集合研修受講終了者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じその都度実施</li> <li>研修期間は平均1カ月程度</li> <li>英語及び西語、仏語、ポルトガル語、インドネシア語等の現地語の語学研修(会話主体)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者 年間 50～100名</li> </ul>
個 別 技 術 研 修	既に派遣が決定した者に対し、その保有する技術について必要な技術の補完、追加を行わしめる。 (原則として集合研修受講終了者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、その都度実施</li> <li>研修期間は1週間～1カ月間</li> <li>研修期間中試験場、機械メーカー等において技術の実施研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者 年間 50～80名</li> </ul>
中 期 研 修	近い将来派遣が予定されている者に対し、専門家として必要な一般知識及び専門的知識を付与するとともに、総合的な語学力を習得せしめる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>年2回実施</li> <li>研修期間は各国とも約75日間</li> <li>社会開発、保健医療、農林、鉱工の各部門ごとコースを設定し、それぞれ一般分野(国際協力、開発途上国論等)、専門分野及び語学分野について研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者 各回とも 50～60名</li> <li>原則として研修終了者は全員登録</li> <li>昭和59年度は9コース開講の予定</li> </ul>
技 術 協 力 総 合 研 修	プロジェクトリーダー、調整員として派遣が内定している者に対してプロジェクトマネジメントに必要な研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修期間は5日間とし、年3回開講</li> <li>開発理論、技術移転の手法、技術英語等リポート等として必要な高度な知識と語学を研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者 年間 50～60名</li> </ul>

種 類	目 的	内 容	備 考
国内長期技術研修	帰国専門家又は帰国協力隊員で再派遣予定者に対し、比較的長期にわたって、再派遣に伴い必要とされる技術の研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じその都度実施</li> <li>研修期間は平均6カ月</li> <li>事業団の指示に基づき、研修期間、試験場、訓練校等の国内研修機関で技術の開発、補完又は向上のための研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者 年間10名程度</li> <li>受贈期間中、特別補託として確保することがある。</li> </ul>
海外長期研修	将来、指導的な派遣専門家としての任務につくことが確実又は可能性の高い者を海外に派遣して、わが国で蓄積の少ない技術分野について研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修期間は2年以内</li> <li>事業団の指示に基づき、理論的又は実践的研究課題について先進国及び開発途上国の機関(大学、研究機関等)で研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間 28名を派遣</li> <li>原則として、研修修了者は全員登録</li> </ul>
技術協力 人材育成 強化	留学生派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修期間は2年以内</li> <li>事業団の指示に基づき開発途上国の経済社会問題等、わが国で技術又は知識の蓄積の少ない分野について海外の大学等で研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間 5名を派遣</li> </ul>
	海外開発専門家招聘	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発途上国や国際機関の開発関係高級担当者又は各国の開発問題研究者を1～2週間招聘し、会議セミナー、講演会の開催、国内視察を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間 5名程度を招聘</li> </ul>

(2) 確保事業

種 類	目 的	内 容	備 考
登録制度	<p>専門家として技術協力を行うため、海外派遣を希望する者について、あらかじめ登録を行っておき、派遣要請に迅速に対処する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家の確保が困難な分野を中心に登録専門分野を設定</li> <li>・関係省庁等への協力依頼又は広報の手段等により募集</li> <li>・登録にあたっては、個別に内容を審査</li> <li>・帰国専門家、帰国隊員、研修修了者は優先登録</li> </ul>	<p>昭和58年度末登録人数約1,000名</p>
公募制度	<p>個々の派遣要請に応じ、広く一般から派遣専門家を募集する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じその都度実施</li> <li>・新聞広告等による応募者について選考委員会で審査</li> </ul>	<p>関係省庁による推せん登録制度による選抜が困難な場合に実施</p>
特別託制度	<p>帰国専門家その他の者で海外派遣を希望し、かつ、専門分野及び語学の能力の優れた者をあらかじめ確保（プール）、待機せしめ、派遣要請に対処する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間随時、関係各部からの建議に基づき認定委員会の議を経て委嘱</li> <li>・委嘱期間中(最高2年を限度)、事業団業務への指導助言、派遣前研修準備等、各種研修参加を委嘱</li> </ul>	<p>年間平均確保者 30名程度</p>
専門技術嘱託制度	<p>技術協力事業を実施するに当り、豊富な経験と専門技術を有する者を確保し活用することによって、事業の円滑、かつ、効果的な実施を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱期間中（原則として2年間）、各分野の各種業務において、調査団長、専門技術的助言を委嘱</li> </ul>	<p>59年度 豊林、鉦菜、建築分野 3名 確保</p>
国際協力専門員制度	<p>技術協力活動の中核となつて生涯にわたる国際協力活動に一貫して携わる事業団重属の専門家を確保し、国際協力事業と効率的な推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として30～50才で専門知識、語学力、人格識見ともに優れた者を一定の選考試験の上で委嘱（60～65才まで）</li> <li>・委嘱期間中、プロジェクトリーダー、専門家等で海外派遣及び国内では各種国際協力業務を委嘱</li> </ul>	<p>59年度 予算定員 20名</p>



### Ⅲ. 専 門 家 派 遣 と 関 連 事 業

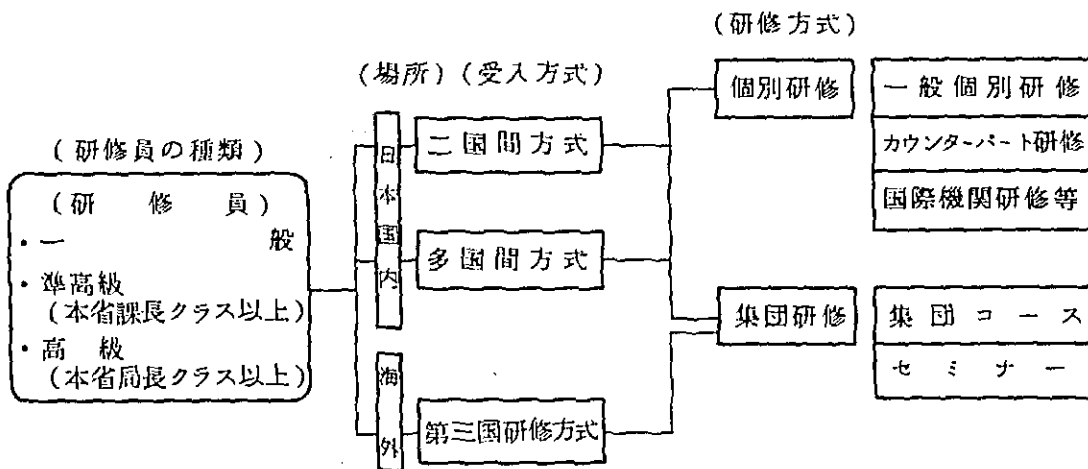


## 15. 専門家と研修員受入事業との関連は？

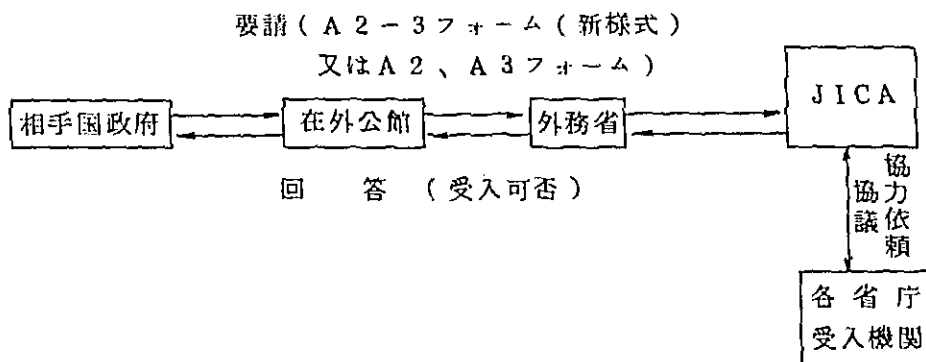
### ① 研修員受入事業との関連

- ・ カウンターパート研修（育成）の最も効果的な一方法である。
- ・ 専門家活動にとって、帰国研修員は直接、間接に良き協力者、理解者となる。
- ・ 第三国における研修制度もあり、また第三国研修プロジェクトへの専門家派遣もある。

### ② 研修員の種類、受入方式、研修方式

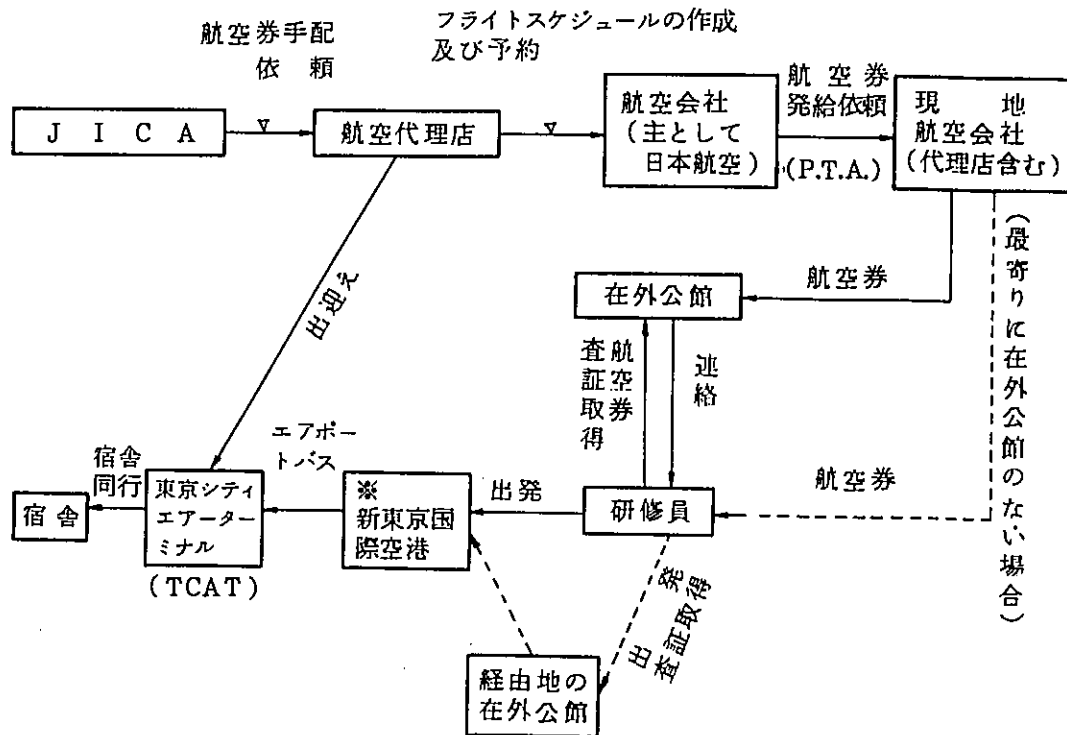


### ③ 研修員受入の仕組み



注) カウンターパート受入については、毎年度なかばに、在外公館を通じ翌年度受入分の要請調査を実施。したがって、JICA海外事務所、在外公館に常に接触し要望を出して置くことが大切である。

④ 研修員の渡航手順



注) 新東京空港ではエアポートリムジンバス乗車券の交付と乗車案内についてのミーティングサービスを行う。

⑤ 研修員の諸手当、福利厚生制度の基本構成

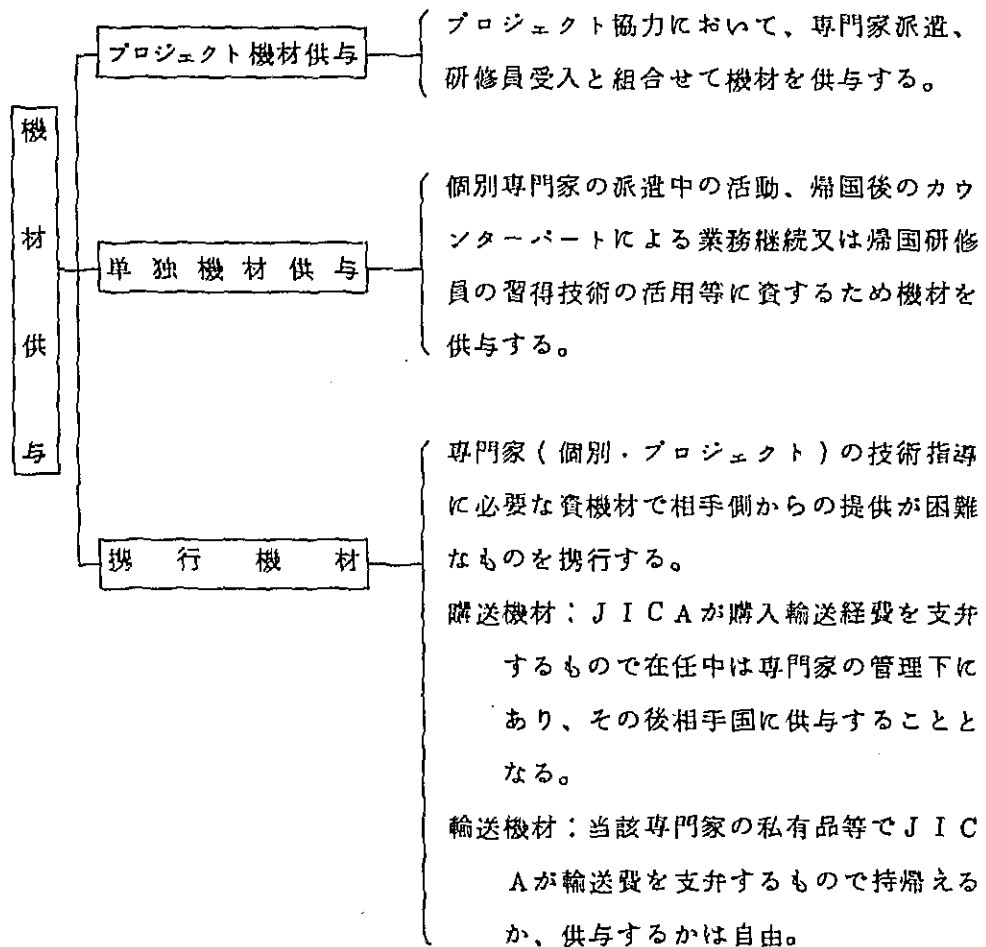
- 航空費、交通費
- 滞在費 ( Living allowance )
- 支度料 ( Outfit allowance )
- 書籍費 ( Book allowance )
- 研修旅費、研修旅行手当、通勤手当
- 医療保険制度

## 16. 専門家と機材供与事業との関連は？

### ① 機材供与との関連

- ・ 機材供与は、人（専門家）と物との有機的組合せにより技術協力の効果を高めようとするものであり、また、専門家の活動を効率的に行うためのものである。
- ・ 供与機材の据付、維持管理、操作の指導を目的とした専門家の派遣がある。

### ② 機材供与の方式



### ③ 調達の方法

- ・ 本邦で調達し、現地に送付するのが一般的である。
- ・ 一定条件の下では、現地調達も可能である。

④ 機材贈送手順

要 請 ( A 4 )



仕 様 決 定  
入 札 ・ 契 約  
検 収



輸 送 契 約  
付 保



輸 送



仕 向 地 港 ( 空 港 )  
到 着  
通 関 ・ 引 取



プ ロ ジ ェ ク ト サ イ ト  
到 着  
開 梱 ・ 検 収  
相 手 国 へ の 引 渡  
報 告



保 険 求 償 手 続

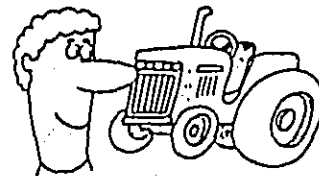


再 輸 送

- ・ 機種を選定、仕様のため等につき、専門家が協力
- ・ 携行機材は、専門家がJICAと協議して機種等を決定（相手国からの要請書は不用で、当該専門家からの申請書による）。

Shipping Documents	
海 送	空 送
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船荷証券 ( B / L )</li> <li>・ 送状 ( Invoice )</li> <li>・ Packing List</li> <li>・ 海事検定証</li> <li>・ 船荷保険証券</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Airway Bill</li> <li>・ Invoice</li> <li>・ Packing List</li> <li>・ 保険証券</li> </ul>

- ・ 海送又は空送による。
- ・ 在外公館（JICA海外事務所）から口上書により、Shipping Documentsを相手国政府に送付。相手国受入機関による通関・引取りの迅速化に専門家が協力する。
- ・ カウンターパート、専門家共同で開梱、検収を行う。
- ・ 専門家から、検収調書をもってJICAに報告する。
- ・ 正常機材について相手側に引渡し、受領書を徴取する。
- ・ 盗難、破損機材について検収調書に基づき保険による求償手続を行う。
- ・ 空送が原則となる。



## 17. 専門家と無償資金協力との関連は？

### ① 無償資金協力の対象要件

- LLDC 又は MSAC が中心
- ① 収益性が低く、独力で取得するには困難なもの
- ② 生活水準、福祉向上を目的とするもの
- ③ 技術協力に直接に関連するもの

### ② 無償資金協力の種類

JICA が促進業務を分掌するもの

- 一般無償援助：医療、教育、電気通信、道路、農林関係の施設、設備、
- 水産関係援助：漁業訓練、研究、訓練・調査船関係の施設、設備、
- 食糧増産援助

外務省が直営するもの

- 災害関係援助
- 文化関係援助
- 食糧援助

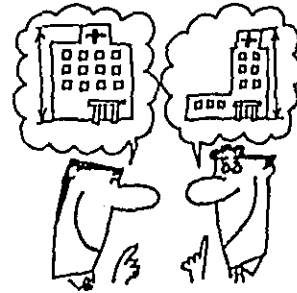
### ③ 技術協力との関連（相互補完型案件を優先する方針）

- 技術協力のための施設、設備供与。  
（センター協力等プロジェクト協力の実施を前提として試験・研究、訓練センター施設を供与する例）
  - 技術協力による開発調査等基礎的調査に基づき整備する公共施設、設備の供与。  
（道路網調査に基づく車輻、建設機材を供与する例。農業開発調査に基づく末端流通整備の例）
  - 専門家派遣等によって移転される技術の活用に必要な施設、設備の供与。  
（TV放送技術専門家の派遣に基づく放送施設供与の例）
  - 供与施設、設備、船舶の運営、操作、管理のため専門家派遣を行っている。
- ④ 各担当部との打合せの中で無償関連のものは、無償資金協力部と必ず事前

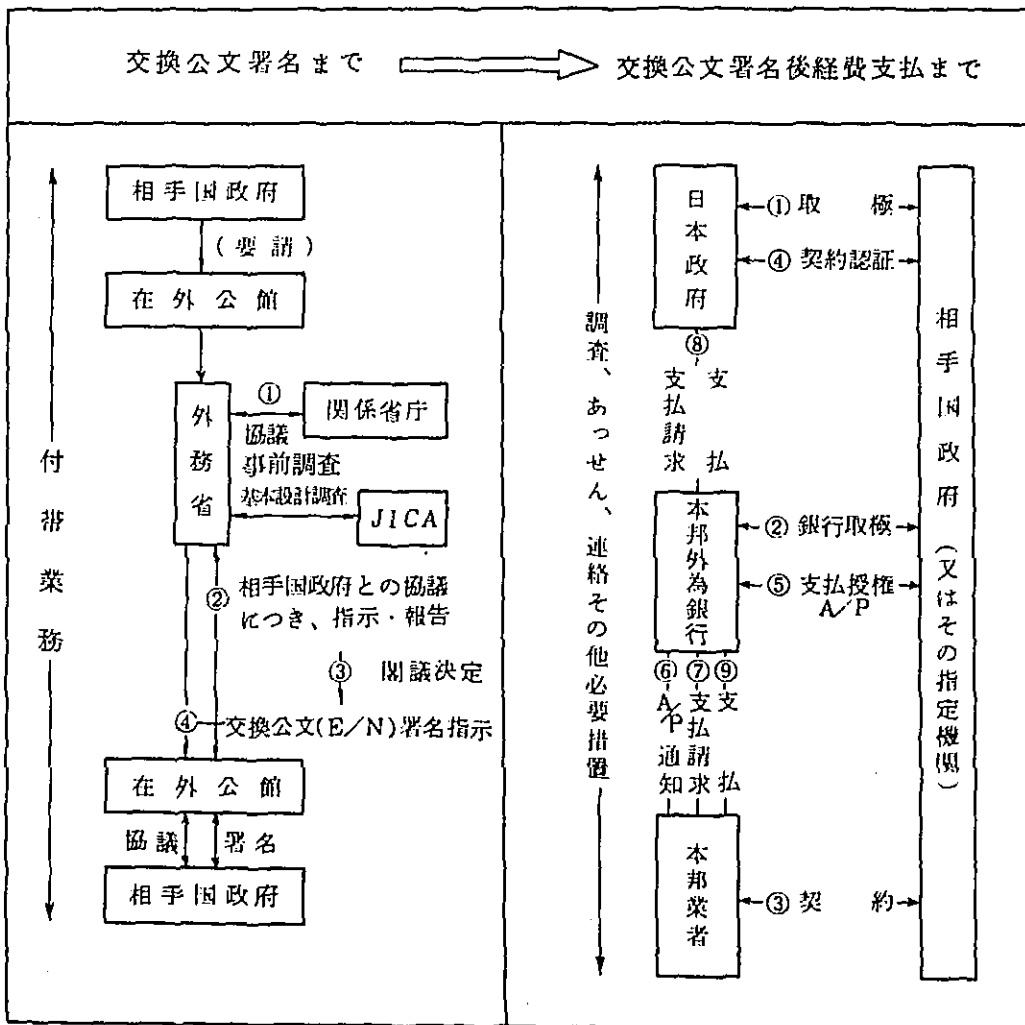
打合せをすることが望ましい。

④ 無償資金協力の仕組み

- ・ 無償資金協力は、資金供与方式（現物又は現金の供与ではない）を採っている。すなわち、建物、施設等に関し本邦業者に対して相手国政府が負う債務をわが国が引受ける方式をいう。



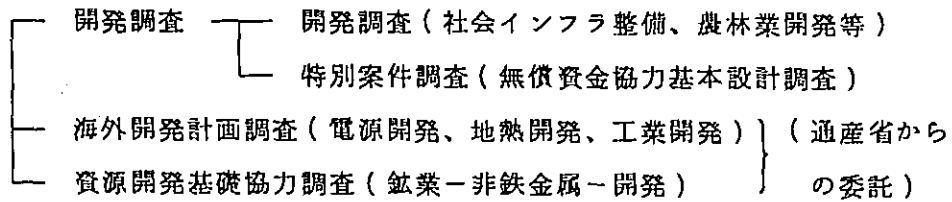
・ 無償資金協力のフロー図



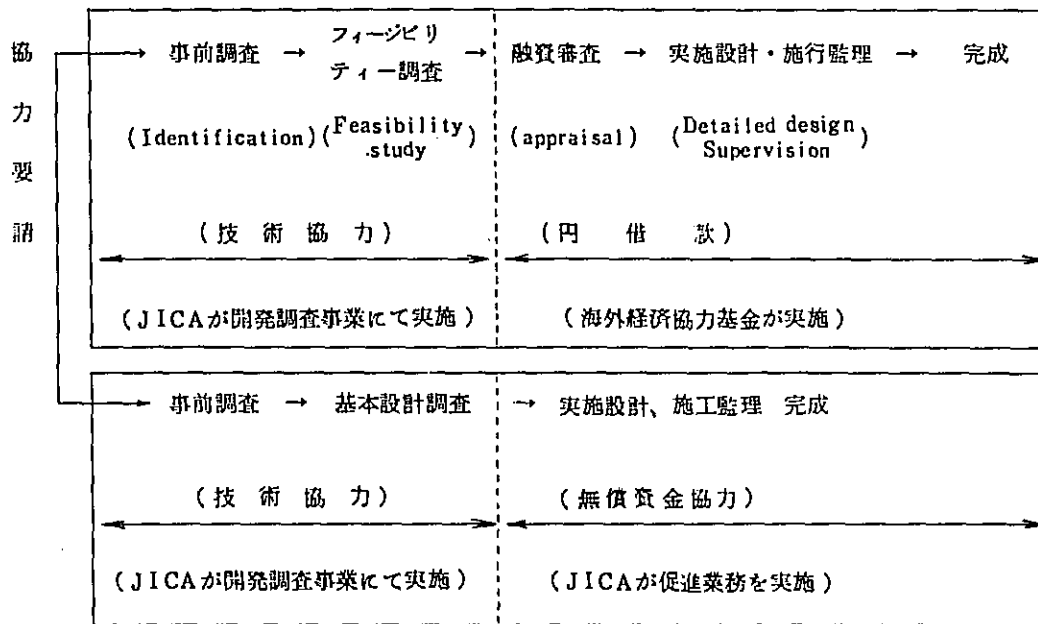


## 18. 専門家と開発調査事業との関連は？

### ① 開発調査の区分



### ② 開発調査と開発プロジェクトサイクル

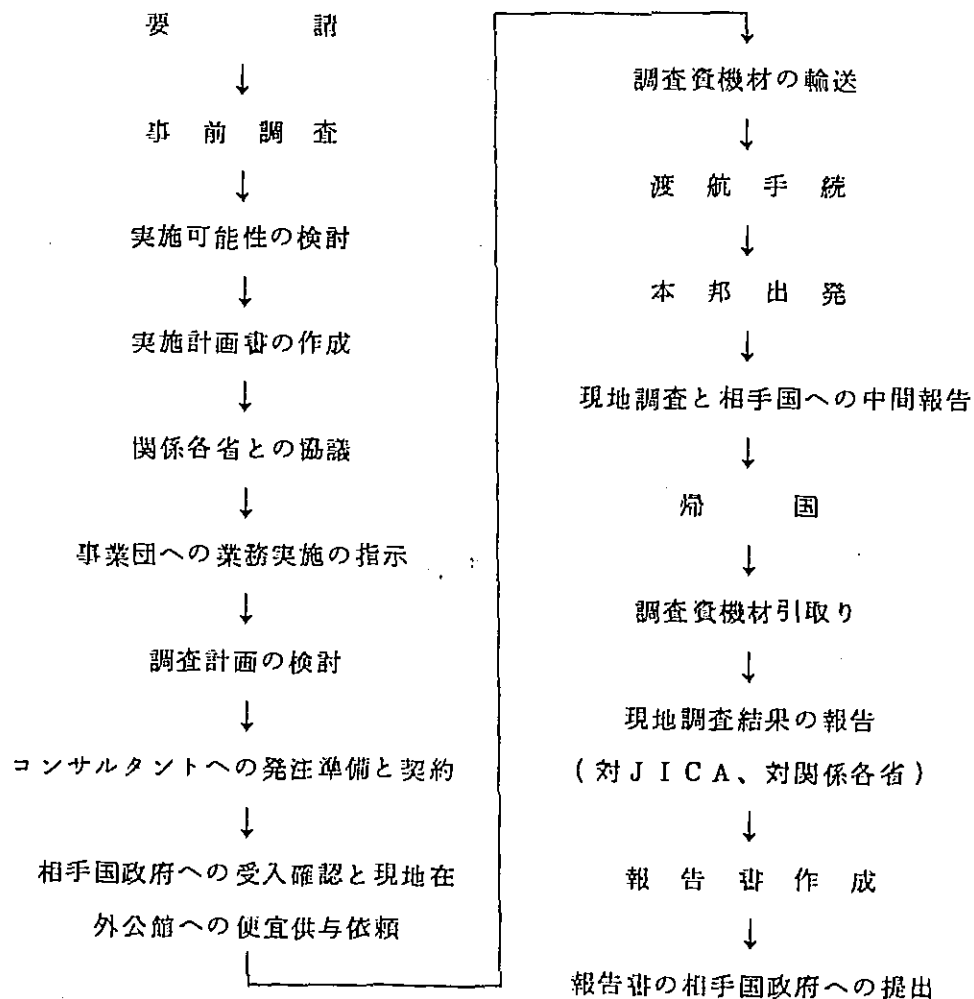


### ③ 専門家との関連

- 派遣専門家（プロジェクト）の業務に直結、業務の延長、周辺での開発調査への協力。
- 円借案件プロジェクトに関して、
  - (1) 詳細計画策定指導のため派遣
  - (2) 施工監理指導のため派遣
  - (3) 施設監設備の運営指導のため派遣



### ④ 開発調査業務のフロー



## 19. 専門家と青年海外協力隊事業との関連は？

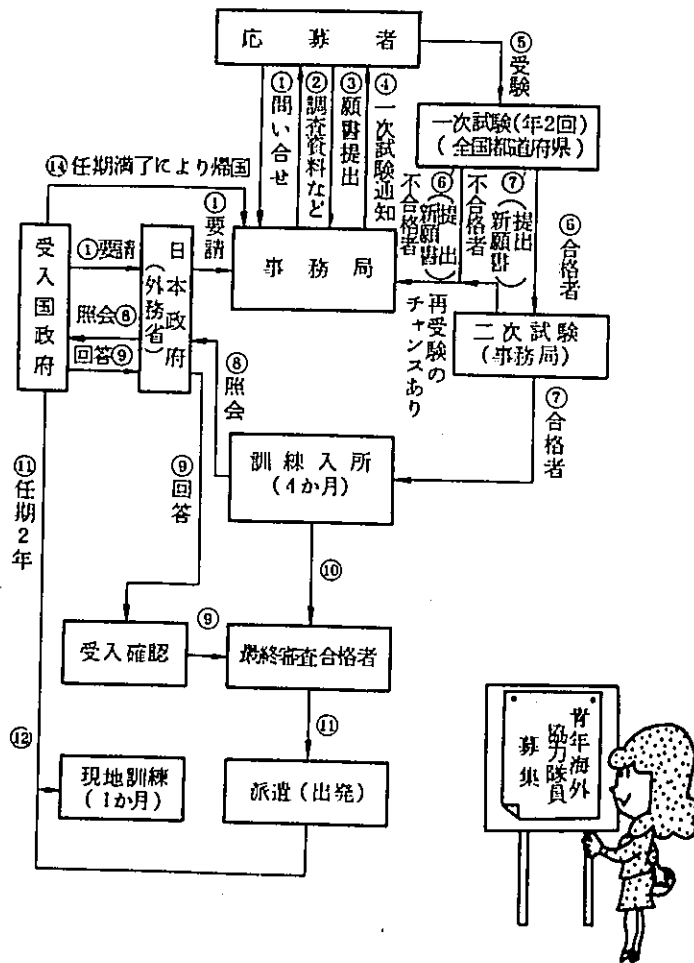
### ① 協力隊の基本的考え方

協力隊の活動は、「開発途上地域の住民と一体となって、当該地域の経済社会の発展に協力すること」を目的としており、本事業は、見返りを求めず、持てる力を途上国の国造りに注ぎたいと自ら志望して参加する青年の海外協力活動（ボランティア活動）を国（JICA）が「促進し及び助長する」ことにある。

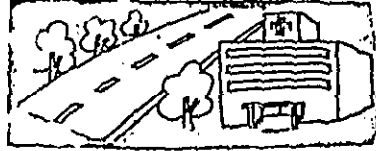
### ② 協力隊と専門家との関係

- 両者は、その理念、性格、ステータスにおいて明確に区分され、派遣の仕組み、待遇等も異にする。
- 反面、派遣活動の目的は軌を一にしており、両者とも広い意味では技術協力の一端を担うものと考えられる。
- したがって、現地のニーズに対応し、密接な連携及び協力関係（上下関係ではない）が望まれる。
- また、帰国隊員は、専門家の有力なソースの一つと見做される。

③ 協力隊派遣の仕組み図



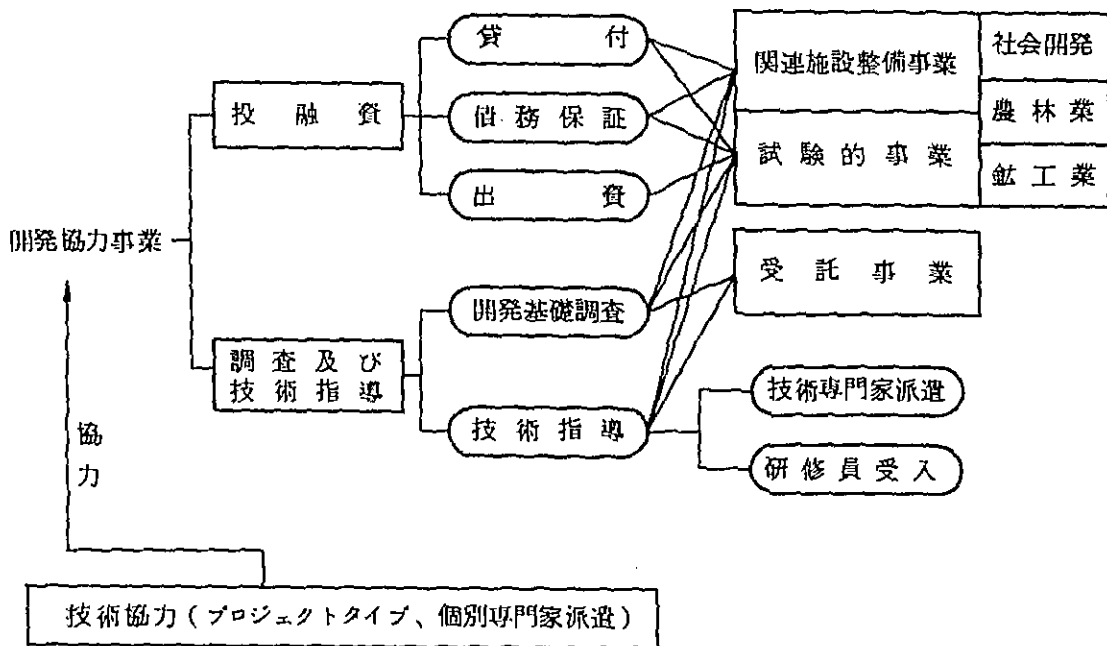
## 20 専門家と開発協力（開発投融資）事業との関連は？



### ① 開発協力との関係

- ・ 開発協力事業に対し、技術指導のため派遣（開発協力専門家～本邦企業要請）
- ・ 技術協力専門家が、業務と関連する開発協力事業に協力。

### ② 開発協力の仕組み図



## 21. 専門家と海外移住事業との関連は？

### ① 国際協力における海外移住の意義

単なる労働力の海外移動でなく、自己の発意と責任において個人の幸福追求の道を拓かんするものである。しかも、受入国において良き市民として定着し、日本の経済、社会、科学、文化等の発達を背景として、その国の経済、社会の発展に寄与することは、国際協力の促進に資するものである。

### ② 海外移住業務と専門家の関係

国内	移住知識の普及、相談 移住者の渡航への支援 移住者の訓練、研修
----	---------------------------------------



海外	移住者の援助指導 生活環境整備 営農普及指導 移住者への融資 入植地の造成と分譲 移住者関連企業への出資 その他（牧場経営等）
----	---

- ① JICAが運営する試験農場への技術協力専門家の派遣
- ② 技術協力（プロジェクト等）の実施が直接・間接本業務に協力

IV. 付 録

## 技術協力関係用語の解説

公 信 ・ 公 電	外務大臣～在外公館長間で取交わされる書信、電信をいう。 外交一元化の原則によって、別に認められるものを除き、相手国との国際約束に係る事項は全て公信、公電をベースとして処理されることになっている。
長期又は短期専門家	派遣期間について、1年以上のものを長期専門家、1年未満のものを短期専門家という。 両者間に身分上の差異はないが、処遇等の制度、又は基準の適用が異なるため便宜上区分している。
派 遣 期 間	本邦出発日から業務を終了し帰国のため本邦に到着する日までの期間をいう。
任 期	任国到着日の翌日から業務を終了し帰国のため任国を出発する日の前日までの期間をいう。
カ ウ ン タ ー パ ー ト	" Counterpart " 協力計画の推進のため相手国政府から指名され、専門家活動上の相手方となる者。その的確な配置と人選は専門家活動の成否を左右する。
<プロジェクト関係> コ ン タ ク ト ミ ッ シ ョ ン	" Contact Mission " 協力案件として取上げるか否かの決定に当って、相手国政府の要請が不明確な場合に、相手側の真意とニーズを把握するために日本側チームを派遣。
事 前 調 査	" Preliminary Suruey " 要請案件に関し、要請の背景、計画の内容、プロジェクト方



	式協力の可能性、相手国政府の開発計画との関連、現地事情、供与される特権免除について現地調査し、相手国政府関係者との協議を含む基礎的調査のために日本側チームを派遣。
実施調査(実施協議)	事前調査の結果等をふまえ、プロジェクトとして協力実施の目途がついた段階で、場所、規模、期間を含めたプロジェクトの内容、日本側の協力、相手国側のとるべき措置等、協力プロジェクトの基本計画について協議・作成するため日本側チームを派遣。通常、本調査結果をR/Dにとりまとめ署名する。(個別の二国間協定による場合もある。)
長期調査員	事前調査を補足する目的をもって、又はR/D署名後、実施計画を協議する目的で派遣する調査団の一形式(少人数で3～6カ月位)。
計画打合チーム	協力の実施に係る年次計画の策定等、相手国政府実施機関と打合せ、又は協力中のプロジェクトの実施状況を調査するために派遣されるチーム。
巡回指導チーム (運営指導チーム)	協力中のプロジェクトに関し、技術上又は運営上の問題を解明し、派遣専門家及びカウンターパートに対し、必要な指導、助言を与える目的で派遣されるチーム。
機材修理チーム	供与済機材について、現地で手当が困難な故障が生じた場合の補修や、機材の一般的な維持管理について、専門家及びカウンターパートに指導・助言を行う目的をもって派遣するチーム。

エバリュエーションチーム	<p>" Evaluation "チーム</p> <p>協力期間の中間又は終了段階で、第三者の立場でこれまでの協力効果を測定する目的をもって派遣するチーム。通常、同時に期間延長問題をも含めて、爾後の協力の継続、又は打ち切り引渡し等について相手国実施機関と協議する機会が多い。</p>
合意議事録／討議議事録	<p>" Record of Discussions " ( R / D )</p> <p>実施調査（実施協議）の結果をとりまとめ、文書に整理し、双方の実施機関の責任者（日本側は、実施調査団々長、又は J I C A 海外事務所長）が署名したもの。R / D は、それぞれ本国政府に対し、その内容について勧告（ recommend ）するに止まり、政府間約束には該当しないと解されている。</p>
M / P	" Master Plan "
T I P	<p>" Tentative Implementation Programme "</p> <p>R / D の付属書。協力についての基本的かつ総合的な計画書。</p>
フォローアップ協力	<p>エバリュエーションの結果に基づき、専門家の派遣、機材供与、カウンターパートに対する技術情報の提供・再研修等の面で追加的に行う協力。協力期間終了に引続いて行われる。</p>
アフターケア 協力	<p>終了後 3 年以上を経過したプロジェクトに対して専門家派遣、機材供与等の面でアフターケアとして行う協力。当初目標による協力効果の向上が明白と判断されるものについて実施。</p>

<研修員受入関係>

A 2 フォーム	研修員受入に関する相手国政府から送られる要請書フォーム。要請目的、背景、研修分野、人数、期間、時期等が記載される。
A 3 フォーム	A 2フォームの附属的なもので、各研修員個人についての氏名、年齢、学歴、職歴、研修希望内容等が記載される。この両フォームはいつでも外交ルート（口上書）を通じて日本側（在外公館）あて提出される。
集団研修	" Group Training " 予め研修コース、セミナーを設定し、予め決められた対象国にオファー（コース毎の案内書を送付）し、募集、選考の上実施するもの。
個別研修	" Individual Training " 相手国からの個別案件毎の要請に基づき、受入れ、研修を実施するもの。
カウンターパート研修	専門家派遣（個別、プロジェクト）、及び開発調査に関する相手国のカウンターパートを日本に受け入れ、研修を実施するもの。上記集団研修、個別研修の枠内で受入れる場合もある。
高級研修員	研修員の中で、本省局長クラス以上の者をいう。
準高級研修員	研修員の中で、本省課長クラスの者をいう。
一般研修員	上記以外の者をいう。
P T A 方式	" Prepaid Ticket Advice " 航空券送付の一方式で、在京航空会社に J I C A が航空賃

	を払込み、現地支店（代理店）で本人に航空券を発行するもの。
<機材供与関係>	
供与機材（単 独）	" Equipment " 派遣専門家（個別）の現地指導、 専門家が帰国した後のカウンターパートによる業務、継続の支援、帰国研修員の活動支援のため供与する機材。
〃（プロジェクト）	プロジェクト協力において、協定又はR/D（A4フォーム）によって供与する機材。供与機材は相手国に到着した時点で相手国政府の所有物となる。
A 4 フ ォ ー ム	機材供与（単独機材、プロジェクト協力供与機材）に関する相手国政府から発せられる要請書フォーム。要請の目的・背景、機材の種類、仕様、数量等が記載される。
携 行 機 材	派遣専門家が現地で活動するために必要な資機材で、相手国から提供困難なもので次の2つに区分される。 ① 購送機材：事業団が購入するもので、現地引取りの段階で相手国のものになるが、専門家在任中は専用出来ることになっている。 ② 輸送機材：専門家個人が所有するもので、原則として帰国時に返送又は供与何れの措置も可能。
船 積 書 類	仕向先における機材の通関、引取のために作成される書類で次のものから成っている。 ① 船荷証券（B/L）。（空送の場合は）Airway Bill ② 海上保険証券（又は航空貨物保険証）

	<p>③ 検量証明書</p> <p>④ インボイス（送り状）</p> <p>⑤ パッキングリスト</p>
機材検収調書	<p>機材が引取られ開梱されたときに、その受領についてJICA本部に報告するため通常専門家によって作成される。また、本調書は、損傷があった場合及び後で瑕疵が発見された場合に保険会社等に求償するときの必要書類となる。</p>
現地調達	<p>調達について緊急性があるとき、現地でなければ調達が困難であるが、又は合理性を欠くとき、現地の方が有利な場合、所定の手続によって現地で調達することができることになっている。</p>
<p>&lt;開発調査関係&gt;</p> <p>プロジェクトファインディング (プロファイ)</p>	<p>"Project Finding"</p> <p>わが国からチームを派遣して相手国からの要請前に優良プロジェクトを発掘すること。</p>
事前調査	<p>"Preliminary Survey"</p> <p>要請の背景・計画の概要、作業の実施方法、双方の責任範囲等につき調査・協議するためチームを派遣。その結果は、通常Minutes又はS/Wにまとめ署名する。</p>
Minutes of Meeting 又は Minutes of Discussions	<p>会議々事録。通常事前調査、S/W協議等で合意事項を明記し、双方で署名確認する。</p>

T/R	<p>" Terms of Reference "</p> <p>開発調査事業の実施に当り作成される調査業務の実施仕様書。当該案件の本格調査を請負って実施するコンサルタントにとっては業務指示書の中心となる。通常要請書の必要添付書類とされる。</p>
S/W 又は I/A	<p>" Scope of Works ", " Implementing Arrangement "</p> <p>本格調査の内容、計画、双方の責任範囲、相手国の便宜供与等を盛り込んだいわば調査業務の協定書ともいえるもの。通常、事前調査の段階で、JICAと相手国の実施機関で確認される。</p>
F/S	<p>" Feasibility Study "</p> <p>プロジェクトの技術的、経済的、財政的、経営的妥当性を判断し、更に相手国に対し必要な提言を行う開発可能性についての調査。</p> <p>相手国政府の開発計画についての意思決定判断材料となるばかりでなく、借款供与を受ける場合の審査資料ともなり高い精度が要求される。</p>
M/P 調査	<p>" Master Plan " 調査</p> <p>各種開発計画の基本計画を策定するための調査であり、開発可能性も含め各プロジェクトの開発優先度が判断される。</p>
本 格 調 査	<p>S/Wに基づく、F/S、M/P等の実施調査をいう。</p> <p>通常コンサルタントとの業務実施契約によって行われる。</p>

<その他一般>

ODA (政府開発援助)	"Official Development Aid" 開発途上国の経済開発、福祉向上に寄与することを主たる目的とし、先進国政府又はその実施機関によって行われる、技術協力、無償資金協力、国際機関への出資、拠出及び円借款(グラントエレメント25%以上)などの資金の供与。
LDC(s) (開発途上国)	"Developing Country (ies)" 又は "Less Developed Country (ies)"  一般にGNPが低く工業開発の遅れた国をいい、国際的に統一した定義はないが、UNCTADでは、1980年現在161カ国を対象としている。
LLDC(s) (後発開発途上国)	"Least Less Developed Country (ies)" LDCの中でも、①1970~72年平均1人当たりGNP125ドル以下、②1970~71年の国内総生産に占める製造業の割合が10%以下、③1970年の文盲率80%以上の国で、国連が30カ国を選定している。
MSAC(s)	"Most Seriously Affected Country (ies)" 1973年以降の経済危機により最も深刻な影響を受けた国で、①1971年1人当たりGNP400ドル以下、②1974年又は1975年の総合国際収支の赤字額が輸入額の5%以上の基準で国連により45カ国が指定されている。
NICs (新興工業国)	"Newly Industrializing Countries" 1960~70年代にかけ輸出主導型成長政策により、世

	<p>界の工業生産品貿易において急速にシェアを拡大した国々で、テイクオフ段階後期にあり、OECDにより10カ国が呼称されている。</p>
CP (コロンボプラン)	<p>"Colombo Plan"</p> <p>アジア及び大平洋地域に属する諸国の経済社会開発を促進することを目的とする協力機構、1950年設立され、加盟国域内20カ国、域外(含日本)6カ国で、スリランカのコロンボに事務局を有する。日本は1954年に加入。</p>
DAC (開発援助委員会)	<p>"Development Assistance Committee"</p> <p>OECDの下部委員会で、援助の量的拡大、質的改善の推進、審査等を目的として1961年パリに設立。加盟国は先進国17カ国(日本も含む)とECから成る。</p>
技術協力基本協定	<p>"Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of _____"</p> <p>技術協力の円滑な推進を目的として政府間で締結する協定で、一般的には、協定の目的、実施すべき技術協力の内容と方式、日本側と相手国側それぞれが負う義務、負担等を包括的に規定し、個別の実施については、別途の取極めによることとしているのが普通である。現在、タイ、イラン、イラク、サウディアラビア、エジプト、アルゼンティン、ボリヴィア、ブラジル、チリ、コロンビア、グアテマラ、パラグアイ、ペルー等との間で締結されている。</p>



個別協定	個別案件について、基本協定の補足取極めと、単独の取極めがある。形式としては協定書の締結とE/Nがあり、何れも行政府限りの行政取極めが通例。
E/N(交換公文)	"Exchange of Note" 在外公館長(大使)と相手国政府との間で公文(書簡)の交換によって政府間の合意を達成する方式。協力隊の派遣、無償資金協力、円借款等で用いられている。
口上書	"Note Verbal" 在外公館と相手国政府との間で取交される公文外交通牒文書。

